

民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討

（前注）下線部は中間試案から実質的な変更等がある部分を示す。

5

第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式（中間試案第1の1）

(1) 各案の採否について

【乙案】及び【丙案】を採用することとし、【甲2案】は採用しないこととするので、どうか。

10

【甲1案】の採否については、下記(3)を踏まえて検討することで、どうか。

(2) 【乙案】及び【丙案】について

遺言の全文等を電磁的記録又は書面により作成し、公的機関で当該電磁的記録又は当該書面を保管して遺言をする方式として、次のような規律を設けるものとするので、どうか。

15

ア 本則（民法関係）

(7) 本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

20

① 遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された証書にあっては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること（注1）（注2）。

25

② 遺言者が、遺言書保管官（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）（以下「遺言書保管法」という。）第3条に規定する遺言書保管官をいう。）の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文（その証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を除く。）を口述すること。

30

(イ) (7)によりした遺言は、遺言書保管法の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じない。

イ 口がきけない者の特則（民法関係）

口がきけない者がアの方式によって遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、ア(7)②の口述に代えなければならない（注3）。

35

ウ 遺言書保管法関係

(ア) ア及びイの方式によって遺言をしようとする者は、遺言書保管官に対し、遺言書の保管の申請をしなければならない。

(イ) (ア)の申請に係る遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない（注４）。

(ウ) (ア)の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、遺言書、申請情報及び添付情報を遺言書保管官に提供しなければならない（注５）。

(エ) 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人（遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあっては、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、ア(ア)②の口述又はイの通訳人の通訳による申述若しくは自書をさせることができる（注６）。

(オ) 遺言書保管官は、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、出頭を求め、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を示す資料の提示若しくは提供又はこれらの事項についての説明を求める（注７）。

(カ) 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、(オ)に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。この場合には、(オ)にかかわらず、当該申請人は、出頭することを要しない。（注６）

(キ) 遺言書の保管は、書面をもって作成されたものは遺言書保管所の施設内において行い、電磁的記録をもって作成されたものは遺言書に記録された事項を(ク)の遺言書保管ファイルに記録することによって行う。

(ク) 遺言書に係る情報の管理は、遺言書に記録された事項（書面をもって作成されたものにあつては、遺言書の画像情報）のほか、遺言書の保管を開始した年月日等を、遺言書保管ファイルに記録することによって行う（注８）。

(注１) 遺言に係る電磁的記録又は書面のいずれも含むものとして、証書又は遺言書と呼称している。

(注2) 署名に代わる措置としては、電子署名等が考えられる。

(注3) 自書には、ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法等も含むことを前提としている。

(注4) 電磁的記録の場合には、ファイル形式及び拡張子、データサイズ等を定めることを、書面の場合には、無封のものとし、かつ、余白のサイズ等の様式を定めることを、それぞれ想定している。

(注5) 遺言者が、出頭、オンライン又は郵送により、遺言書、申請情報（遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等）及び添付情報（それらを証明する情報）を提供することを想定している。

(注6) 「相当と認めるとき」の具体的内容については、遺言者が使用する機器の故障や通信障害等により遺言者の本人確認や遺言の全文の口述を行うことができないと判断した場合を除いてウェブ会議の利用を相当と認めるとの考え方、上記の場合に加えて遺言者の周囲に遺言者以外の者（機器の操作補助者及び介助者を除くことが考えられる。）が立ち会わない状況であると判断した場合にウェブ会議の利用を相当と認めるとの考え方を含め、引き続き検討する。

(注7) マイナンバーカード等の顔写真付きの本人確認資料の提示若しくは提供を求め、出頭等した申請人の顔貌と照合することを想定している。

(注8) 遺言書保管ファイルとは、遺言書保管法第7条第2項に規定するものという。

(3) 【甲1案】について

ア 遺言書の検認手続の在り方について

(7) 【甲1案】の方式による遺言に係る検認については、現行の検認手続（民法第1004条）において、遺言の状態を確認し後日における偽造もしくは変造を予防しその保存を確実にしめることを目的としてなされるもので、検認期日においていかなる範囲で見分や審問を行い、検認調書を作成するかは、事案の内容や立会人の状況等に応じた裁判官の裁量に基づくものとされていることを前提とすれば、裁判官の裁量に基づき、検認期日において本文①の遺言に係る電磁的記録（以下「遺言に係る電磁的記録」という。）及び本文④の録音・録画の電磁的記録（以下「録音・録画の電磁的記録」という。）について必要な見分や審問をし、検認調書が作成されることとなる。

このとき、録音・録画の電磁的記録の再生をせずに、その存在を確認した上で、遺言に係る電磁的記録及び録音・録画の電磁的記録を複製した電磁的記録を裁判所書記官の作成する調書に添付し、家事審判事件記録等に記録することによって保全することでも足りるもの

とも考えられる。

他方で、検認手続の目的に照らして必要性が認められる場合には、申立人から提出された録音・録画の電磁的記録の再生は、事案の内容や立会人の状況等に応じて必要な限度で行うことが相当であるとも考えられる。

以上のような考え方を踏まえた上で、【甲１案】の方式による遺言に係る検認手続の在り方についてどのように考えるか。

(イ) (ア)のほか、【甲１案】の方式による遺言執行との関係も考慮した上で、とることが考えられる方策として、どのようなものがあるか。

イ アのほか、次の(ア)から(ウ)までについて、どのように考えるか。

(ア) 遺言に係る電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うことを要しないものとする。

(イ) 遺言者による口述を必要とする対象（遺言の全文又は趣旨）

(ウ) 録音・録画の電磁的記録が遺言に係る電磁的記録に関するものであることを明らかにするための措置として、遺言者が、遺言に係る電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨を口述し、その状況を記録することによるものとし、録音・録画の電磁的記録と遺言に係る電磁的記録とを一体のものとするを含め、特段の方式要件を設けないこと。

ウ その他、偽造、変造、紛失のおそれ等の点への対応について、どのように考えるか。

(4) 以上のほか、遺言者の作成の負担を軽減すべく簡便な方式を目指すべきとの指摘もあるところ、具体的な制度設計としてどのようなものが考えられるか。

（民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案（以下「中間試案」という。）・抜粋）

第１ 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

１ 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する（前注１）（前注２）。

（前注１）乙案及び丙案の双方又はいずれか一方に加え、甲案の方式を創設した場合には、乙案又は丙案と甲案との関係について、甲案の方式で作成した遺言のうち、乙案の①の要件を充たすものについては、乙案の②から④までの手続を経ることにより、乙案の方式によることもできることになると考えられる（甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録をプリントアウトした上で、丙案の方式によることができることも同様である。）。

(前注2) 本試案において、「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、録音、録画により作成された電磁的記録を含まないものとする。

これに対し、録音、録画により作成された電磁的記録を含む場合には、「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録」などとして、その旨を明示する。

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式

【甲1案】証人の立会いを要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録すること（注1）（注2）。
- ② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨、記録されている全文（財産目録（①の電磁的記録に一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。以下同じ。）を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること（注3）（注4）（注5）（注6）。
- ③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項を口述すること。
- ④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること（注7）（注8）。

（注1）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付、遺言者の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録することも許容されることを前提としている。

（注2）①の電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うものとするとも考えられる。

（注3）証人となることができる者の資格について、証人の欠格事由を定める現行の規定（民法第974条）が適用されることを想定しているが、本方式における証人の役割等に照らし、更なる資格の制限が必要かについて引き続き検討する。

（注4）「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとするについて引き続き検討する。

（注5）遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代えるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き

き検討する。

(注6) 証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法(以下「ウェブ会議の方法」という。)により立ち会うことができるものとするについて引き続き検討する。

(注7) ④の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。また、①及び④の電磁的記録について、事後的な改変を防止するため、(注2)のほかに、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

(注8) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【甲2案】証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録し、電子署名を行うこと(注1)(注2)。
- ② 遺言者が、①の電磁的記録に記録されている遺言の全文(財産目録を除く。)、日付及び自己の氏名を口述すること(注3)。
- ③ ②の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること(注4)。
- ④ ③の記録をするに当たっては、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること(注5)(注6)(注7)(注8)。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

(注2) 遺言者が③の記録のために民間事業者のサービスを利用した際に、民間事業者が①の電子署名に係る電子証明書が失効していないかを確認するものとすることも考えられる。

(注3) 遺言者が口がきけない者である場合に、通訳人の通訳により口述に代えるものとするとの規律を設けることについて、引き続き検討する。

(注4) ③の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが

必要かについて、引き続き検討する。

(注5) 遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の周囲の状況を撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすることが考えられる。また、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の顔貌等を撮影した画像を記録することとしたり、あらかじめ登録した情報に基づき生体認証を行うこととしたりするほか、口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することが考えられる。

(注6) ①の電磁的記録については電子署名を行うことによって、当該記録された情報について改変されていないかどうかを確認することができるものであることは担保されていると考えられるものの、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、①及び③の電磁的記録について更なる改変防止措置をとることの可否については、引き続き検討する。

(注7) デジタル技術の急速な進展が見込まれること等を踏まえ、④の規律については、法律上必要とされる一定の要件を規定した上で、細目を主務省令に委任するものとするについて、引き続き検討する。

主務省令に委任する場合の当該省令の規律の在り方については、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言ができるようにし、事後的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、法律において、④の要件に代えて、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものとするものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、④の具体的な基準を定めることについて、引き続き検討する。

(注8) 遺言書の検認の規定（民法第1004条）はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

【乙案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管して遺言する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録し、電子署名を行うこと（注1）。

- ② 遺言者が、電子情報処理組織を使用する方法（オンラインの方法）により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすること（注２）。
- ③ 公的機関が、申請人（遺言者）に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項に係る情報（電子署名に係る電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等）等）の提供又はこれらの事項についての説明を求めること。
- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の電磁的記録に記録された遺言の全文（財産目録を除く。）を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。（注３）（注４）（注５）
- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の電磁的記録を保管すること。

（注１）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

（注２）申請情報とは遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記録した情報とすることを、添付情報とはそれらを証明する情報とすることを、それぞれ想定している。

（注３）どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

（注４）遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

（注５）遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

【丙案】電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管して遺言する方式

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること（注１）。
- ② 遺言者が、公的機関に対し、①の遺言書、申請書及び添付書類を提出して、保管の申請をすること（注２）（注３）。
- ③ 公的機関が、申請人（遺言者）に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項を示

す書類（マイナンバーカード等）の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めること。

- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文（財産目録を除く。）を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。

（注４）（注５）（注６）

- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の遺言書を保管すること。

（注１）遺言者の指示を受けた者が遺言の全文を記録した電磁的記録をプリントアウトし、又は全文を記載することも許容されることを前提としている。

（注２）申請書には遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記載することを、添付書類とはそれらを証明する書類とすることを、それぞれ想定している。

（注３）遺言者が、出頭又は郵送して遺言書、申請書及び添付書類を提出することを想定している。

（注４）どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

（注５）遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

（注６）遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

2 （略）

3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討する。

- (1) 保管制度の対象としない場合（本文１の【甲１案】及び【甲２案】の場合）
遺言者が作成日（遺言が成立した日）を記録する。
- (2) 保管制度に基づき保管される場合（本文１の【乙案】及び【丙案】の場合）
公的機関が保管を開始した日を記録する。

（補足説明）

1 中間試案における提案の概要

- (1) 中間試案では、【甲案】から【丙案】までの各案を提示しつつ、これらの案のうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する

こととされていた。

(2) 各案について

中間試案では、【甲案】として、遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式が提案されてお
5 り、このうち、【甲1案】は証人の立会いを要件とする案、【甲2案】は証人の立会いを不要とし、デジタル技術を活用することによりこれに相当する措置を講ずる案である。また、【乙案】として、遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管して遺言する方式が、【丙案】として、電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文
10 等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管して遺言する方式が、それぞれ提案されていた。

2 パブリック・コメントにおける意見の概要

(1) 【甲1案】について

【甲1案】に肯定的な意見として、デジタル化の進展という社会情勢に合致することや遺言の奨励につながることを挙げるもの、作成の簡便さ、費用の負担の少なさを挙げるもの、公的機関の関与なく作成することができる方式を設ける必要があることを挙げるもの、将来的に、遺言執行に際して、不動産登記や預金口座の手続で電磁的記録のまま遺言に関する情報を共有
20 することが可能となることを挙げるもの等があった。

【甲1案】に否定的な意見として、自筆証書遺言よりも遺言者の負担が重いことや利用者のニーズが高くないことへの懸念を示すもの、データの改ざんやディープフェイク技術による録音・録画の偽造に対する懸念を示すもの、第三者からの不当な影響への懸念を示し、証人の立会いによってもこれを防止できないとするもの、証人に遺言者の資産状況が知られることに対する懸念を示すもの、遺言に係る電磁的記録の紛失や破損、死後に発見されないおそれ等への懸念を示すもの、遺言執行に際して、遺言に係る電磁的記録の提出を受ける金融機関等の体制が整っていないことへの懸念を示すもの、金融機関等が録音・録画による電磁的記録を視聴することの負担の大きさや、それによって遺言執行手続が長期化することへの懸念を示すもの、家庭裁判所の検認手続における負担が増加することへの懸念を示すもの、家庭裁判所が第三者による編集の有無を確認することが困難であることやデータのファイル形式によっては閲覧、再生等ができないことへの懸念を示すもの、検認済み証明書の発行の運用を変更する必要があると指摘する
30 もの、複製によって複数の遺言に係る電磁的記録が作成されることによって、同一の遺言書について多数の検認の申立てがされることへの懸念を示

すもの等があった。

(2) 【甲２案】について

【甲２案】に肯定的な意見として、手続の煩雑さ、コスト面の負担及び心理的負担の軽減の可能性を挙げるもの、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から有益である点を挙げるもの、時代の要請に合致していることを挙げるものがあった。

【甲２案】に否定的な意見として、データの改ざんやディープフェイク技術による録音・録画の偽造に対する懸念を示すもの、電子署名のパスワード管理に対する懸念を示すもの、第三者からの不当な影響を排除するための措置に対する懸念を示すもの、民間事業者による業務の適正性に懸念を示すもの、民間事業者のシステム構築のための負担や利用手数料が高額となることへの懸念を示すもの、非弁行為やその他の士業の業務に影響が及ぶことへの懸念を示すもの、遺言の方式は財産の権利変動に直接関連するものであり、同措置の内容を主務省令に委任することは相当でないとするもの、急速に進展するデジタル技術に対応して、適切に主務省令を改正することは困難であるとするもの、主務大臣による認定制度を厳格にする必要があるとするもの、デジタル技術特有の犯罪等に悪用されることへの懸念を示すもの、遺言執行に際して、金融機関等が録音・録画による電磁的記録を視聴することの負担の大きさや、それによって遺言執行手続が長期化することへの懸念を示すもの、家庭裁判所の検認手続における負担が増加することへの懸念を示すもの等があった。

(3) 【乙案】及び【丙案】について

公的機関が遺言者の本人確認等を行うことにより、遺言の真意性等について一定の担保がされる上、公的機関において遺言に係る電磁的記録を保管することにより、偽造・変造の防止や、遺言書が発見されないリスクが大幅に低減されることなどを理由として、【乙案】に賛成する意見が大半であった。

同様に、【丙案】についても、電磁的記録ではなくプリントアウトするなどした書面により遺言を作成したいという遺言者の需要は相当程度あると考えられること、制度の主な利用者である高齢者にとって負担が比較的に少ないことなどから、【乙案】とともに創設することに賛成するとの意見が多かった。他方で、現行法において書面で作成することができる自筆証書遺言、公正証書遺言が定められている中で、新たに創設する制度はデジタルでの一気通貫を可能とする【乙案】に一本化することが相当であるとする意見や、【丙案】と自筆証書遺言書保管制度との類似性によって混乱が生じないよう、【丙案】を創設すべきではない、あるいは両者の統合等も含めた制度の

改正を検討すべきである旨の意見もあった。

3 提案の内容

(1) 本文1(1)（各案の採否）について

ア 【甲1案】について

【甲1案】には、これまでの部会において、公的機関が関与することなく作成することができるという意義があるとの指摘がある一方で、法務局や金融機関において、録音・録画を視聴しなければならないとすると、窓口等での手続負担が増加し、遺産執行の手続が遅延するとの指摘がされてきた。

パブリック・コメントにおいては、その導入のニーズに関し、証人の立会いを要件とすること等に対する負担の大きさを指摘する意見がある一方で、デジタル技術の進展・普及という社会情勢に適合するものである点、手続や費用の負担の軽さや公的機関の関与を要しない手続を設ける必要性がある点、将来的にデジタルデータを活用した遺言執行を可能とする意義がある点などを挙げて、これを採用することに肯定的な意見も一定数あるということができる。他方で、データの改ざんやディープフェイク技術による録音・録画の偽造に対する懸念や遺言に係る電磁的記録の紛失や破損、死後に発見されないおそれ等への懸念があることに加え、遺言執行に際して、金融機関や法務局等の負担が増大し、遺言執行手続の長期化につながるなどの懸念や、家庭裁判所における検認手続に関する検討課題が示されている。

これらの状況を踏まえると、【甲1案】については、その採否を決する前提として、これらの懸念に対する対応を検討することが必要であるとも考えられる。

イ 【甲2案】について

前回会議では、中間試案において引き続き検討することとされていた論点のうち、なりすまし防止等のための措置の内容、事後的な改変等を防止するための方策並びに認定制度の要否及び内容について、議論がされた。

その議論を踏まえると、遺言者以外の者が本文②に定める口述をすることができないようにする措置（【甲2案】本文④の後半の措置）については、公的個人認証法の枠組みの下でマイナンバーカードに登録された顔写真データを用いて顔貌認証を行うものとして考えられる一方で、事後的な改変等を防止するための方策については、【α】から【γ】までのいずれも十分な措置ということができないとも考えられる（部会

資料 1 2 に記載された懸念点のほか、【γ】については、デジタル技術の進展により、ハッシュ値を変えことなく遺言に係る電磁的記録を改変することが可能となるおそれがあるとの指摘がされた。)。また、認定制度については、民間事業者の業務の適正に関する懸念が示され、その監督の

5 ための認定制度を設けることが必要であるとの指摘があった。

また、パブリック・コメントの結果をみると、前記のとおり、【甲 2 案】の方式を導入することについては、遺言執行に際しての【甲 1 案】に対するものと同様の懸念が示されていることに加え、データの改ざんやディープフェイク技術による録音・録画の偽造に対する懸念や、証人がいない

10 ことにより、第三者からの不当な影響を排除するための措置に対する懸念を示す意見が多く示されており、適切な制度設計によらなければ遺言制度の信頼性を低下させるおそれがあり、その導入には慎重な検討が必要であるとも考えられる。また、前記のとおり、部会においても、民間事業者に期待される役割は大きいとの指摘や、民間事業者が法定された業務を適切に行うことができるよう行政庁による認定の制度を設ける必要

15 があるとの指摘があり、一定の認定制度を設ける必要があるとも考えられる一方で、民間事業者がその業務を遂行するためのアプリケーションの開発や業務体制の維持に要するコストが増加するおそれがあり、ひいては利用者である遺言者の負担する手数料等が増大するおそれがあるとも考えられる。パブリック・コメントにおいて、【甲 2 案】の創設を求め

20 る意見が多かったとはいえないことからすると、これらのコストや行政庁における認定・監督制度の維持に要するコストが、制度導入による便益を上回るおそれがあるとも考えられる。さらに、【甲 2 案】は、サービスを提供する民間事業者が不可欠であるところ、現時点で、新たな方式の遺言に対するニーズがどの程度であるか必ずしも明らかでなく、民間事業者の参入が確実であるということもできない。そうすると、現時点では、

25 【乙案】の方式を創設することにより、電磁的記録を遺言とする方式のためにデジタル技術を提供する民間事業者のサービスがどの程度発展するかを見極めることが相当であるとも考えられる。

30 そこで、現時点で【甲 2 案】の方式を創設しないこととすることで、どうか。

ウ 【乙案】について

これまでの部会での議論に加え、パブリック・コメントの結果を踏まえると、【乙案】については、公的機関が保管申請時に本人確認等を行うことにより真意性・真正性の担保が一定程度図られると考えられること、相続人等が遺言書の存在に気付かないまま遺産分割を行うリスク等が軽減

し、遺言書の検認が不要となるなど円滑な遺言執行にも資すると考えられることなどから、【乙案】を採用する方向で検討することが相当であると考えられるが、どうか。

エ 【丙案】について

パブリック・コメントの結果をみると、【乙案】と同様の理由のほか、遺言を作成する主な層である高齢者にとって親和性があり、簡便に作成することができることなどを理由として【丙案】に賛成する意見が多数あった一方で、書面で遺言を遺したいというニーズについては既に自筆証書遺言等で対応することができる上、自筆証書遺言書保管制度との類似性によって混乱が生じるおそれがあることから、【丙案】の方式による遺言を創設すべきではない、両者の統合も含めた制度の見直しを検討すべきであるなどの意見があった。

しかしながら、自筆証書遺言書保管制度を利用した自筆証書遺言では、遺言者が遺言の全文を自書しなければならない一方で遺言の全文の口述は不要であるのに対し、【丙案】の方式による遺言では、遺言の全文の自書が不要である一方で遺言の全文の口述をしなければならないものであり、法律上求められる作成方法が大きく異なるものであるから、両者の遺言の方式を併存させることによって、遺言者が利用しやすい方式を選択することができることとなると考えられる。なお、後記のとおり、【丙案】の方式による遺言書を法務局で保管する場合、法務局において自筆証書遺言書と【丙案】の方式による遺言書のいずれも保管することとなるが、法務局において、両者の遺言の方式要件の相違点や保管申請手続の内容等を適切に周知広報した上で、遺言者が保管を申請する遺言書がいずれのものであるかを確認して受け付けることにより、両者の方式要件の遺言を併存させたとしても混乱は生じないようにすることができると考えられる。

そうすると、遺言者が、書面による遺言を公的機関で保管されることを望む場合において、遺言の全文の自書をするることによる場合は自筆証書遺言を、遺言の全文の口述をするることによる場合は【丙案】の方式による遺言を、それぞれ選択することができるものとするのが、遺言者にとってより一層利用しやすいものとなると考えられる。そこで、【乙案】とともに、【丙案】も採用することが考えられるが、どうか。

オ 以上のとおり、【乙案】及び【丙案】を採用することとし、【甲２案】は採用しないこととしては、どうか。また、【甲１案】の採否については、後記(3)の検討状況を踏まえた上で、更に検討することによってどうか。

(2) 本文１(2)（【乙案】及び【丙案】の要件）について

ア 概要

【乙案】と【丙案】とでは、電磁的記録をもって遺言をするか書面をもって遺言をするかが異なるものの、後記のとおり、その提供方法を問わないとすることなどを踏まえると、規律の枠組みは共通であり、ひとつの規律によることが可能と考えられるため、本部会資料では、【乙案】及び【丙案】の方式（以下「本方式」ということがある。）を併せた規律とすることを提案している。その上で、後記本文2のとおり、保管を行う公的機関を法務局とした場合には、遺言書保管法の規律を参照し、その申請手続については同法で規律をすることが相当であると考えられるため、法制上の観点も踏まえ、遺言の方式に係る根幹的な要件については民法に規律し、その他の手続に関する要件については遺言書保管法に規律することを提案している。

また、日付（中間試案第1の3）について、中間試案の内容及びパブリック・コメントの結果等を踏まえると、第1の1(2)において、方式要件等とともに記載した方が分かりやすいと考えられるため、本部会資料では、日付についても第1の1(2)で記載している。

イ 本文1(2)ア(ア)①並びに（注1）及び（注2）（遺言の全文の記録等）について

【乙案】及び【丙案】の本文①に対応する要件である。

遺言者の指示を受けた者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された証書にあっては、遺言の全文及び氏名）を記録し、又は記載することが許容されることは中間試案と同様である。なお、パブリック・コメントでは、この点について、遺言者の指示を受けた者について法律上他人の意思表示に係る書類の作成を業とする国家資格者に限定すべきである旨の意見もあったものの、専門家に依頼せざるを得なくなり遺言者の選択の幅が狭まることになるため、慎重な検討を要すると考えられる。

中間試案の【丙案】の本文①では、遺言者が遺言書に署名することとされていたところ、パブリック・コメントでは、遺言者が視覚障害等により自ら署名することが困難な場合であっても、公的機関の職員が代筆するなど、本人の署名に代わる措置であって遺言の真正性等を確保することができる措置を認めるべきである旨の意見があった。

この点について検討すると、遺言者の署名は、遺言書が遺言者の意思に基づいて作成されたことを示すためのものであるところ、障害等により署名をすることができない者が、【丙案】の方式により遺言したいと考える場合もあり得る。そのような場合には、本文ウ(ウ)の本人確認により遺言の真正性を一定程度確保することができることを踏まえ、署名を要し

ないとする考え方もあり得る。この考え方によれば、遺言者が署名することができない場合にあっては、その者においても書面をもって作成する本方式による遺言をすることができるよう、署名に代わる措置として、遺言書保管官をしてその旨を遺言書保管ファイルに記録させることなどで対応することができる旨の規律を設けることが考えられる。この場合には、電磁的記録をもって遺言書を作成する場合に遺言者の氏名の記録を求めていることと同様、（書面をもって作成する）遺言書に遺言者の記名を要するとするとも考えられる。さらに、そもそも、遺言書に署名又は電子署名を行うことに関しては、パブリック・コメントにおいて、本人確認等の手続によって遺言の真正性が担保されることから遺言に係る電磁的記録に電子署名を行うことは必要ない旨の意見があった一方で、真意性等を十分に担保する観点から遺言に係る電磁的記録以外の申請情報等にも電子署名を行うことを求める旨の意見等があったところであり、行政機関に対する他の申請行為等における在り方のほか、本方式における他の本人確認の方法と併せて引き続き検討することも考えられる。

なお、【乙案】では遺言に係る電磁的記録を、【丙案】では遺言に係る書面を、それぞれ遺言の内容を表示したものとして表記していたところ、本部会資料では、（注１）のとおり、遺言の内容を表示したものとして、遺言に係る電磁的記録又は書面のいずれも含む趣旨で証書又は遺言書と呼称している。

ウ 本文１（２）ア（ア）②（遺言書保管官の前での口述）について

【乙案】及び【丙案】の本文④に対応する要件である。

後記本文２のとおり、保管を行う公的機関を法務局としていることを踏まえ、遺言者が、遺言書保管官（遺言書保管法第３条に規定する遺言書保管官（遺言書保管所に勤務する法務事務官のうち、法務局又は地方法務局の長が指定する者）をいう。）に対して口述する旨の記載としていることのほかは、字句等の修正にとどまり、実質的な内容に変更はない。

パブリック・コメントでは、遺言の全文の口述の要件について、遺言の真意性を確保するための中心的な措置であり、自筆証書遺言において全文を自書することとの対応からも必要である旨の意見が多数であった一方で、遺言者が自らの遺言書として公的機関に提出する以上、それ以上の確認は不要であり、遺言の内容を朗読させることにより遺言の内容が法的に有効であることが担保されると誤認されるおそれもあるため、宣誓で足りるとする意見や、視覚障害者において、遺言の全文を口述することは極めて困難であるから、遺言者と公的機関の職員とのやり取りを通じて遺言の内容を確認した上で、遺言者が宣誓する方法も認めるべきであ

るとの意見もあった。

この点、【乙案】又は【丙案】の方式による遺言においては、自筆証書遺言と異なり、遺言者が遺言の全文を自ら入力することは求められておらず、遺言者がその内容等を十分に理解しないまま遺言がされるおそれがあることを踏まえ、遺言者の真意に出るものであることを確保するため、遺言者が遺言の全文を口述するものとしており、パブリック・コメントにおいても、同様の趣旨から、遺言の全文の口述が求められ、遺言者が公的機関の求めに応じて定型の文言を述べる宣誓で足りるとすることには消極的な意見が多かったことを踏まえ、本方式による遺言においては、遺言者が遺言の全文を口述することを要件としている。

なお、視覚障害者については、遺言書に記録又は記載された遺言の全文と同内容のものを点字で作成し、これを指先で確認しながら口述する方法や、遺言書に記録又は記載された遺言の全文を電子計算機の画面読み上げソフトを利用して音声で再生させそれを復唱する方法なども、明文の規律を設けなくとも、解釈上、遺言の全文の口述の方法として否定されないと考えられる。また、視覚障害を有し、かつ、口述することについても支障のある者について、通訳を介した方がより容易に意思疎通ができると考えられる場合等には、通訳人の通訳により申述する方法及び自書する方法（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法等も含む。）（本文1(2)イ及び（注3）参照）が認められ得る。

エ 本文1(2)ア(イ)（保管）について

中間試案では、【乙案】及び【丙案】の本文⑤の要件について、他の要件と並列して記載していたところ、遺言者が作成した遺言書を公的機関が保管することによって有効な遺言となることや、法制上の観点を踏まえ、他の要件と並列して記載するのではなく、本文1(2)ア(ア)によりした遺言は、当該遺言書を保管しなければその効力を生じないとする旨の規律とすることが考えられるため、その旨の規律とすることを提案している。

本文1(2)ア(イ)の規律とした場合、公的機関における保管の法的性質について、有効要件であると解する考え方、公的機関における手続を経て保管しなければ遺言は完成しないとして成立要件と解する考え方などがあり得ると思われる。もっとも、いずれにせよ、遺言が効力を生じるためには公的機関における保管を要することには変わりがない上、本方式による遺言では、遺言者が公的機関の前で遺言の全文を口述することが求められ、公的機関が当該口述を確認した後、時間的間隔なく、遺言書を保管することが想定されており、口述の有無とは別に保管の有無についての

立証責任が問題となることは考えられないことなどを踏まえると、その法的性質を明らかにする必要性は高くないとも考えられる。

オ 本文1(2)イ及び(注3)(口がきけない者の特則)について

【乙案】の(注5)及び【丙案】の(注6)に対応する要件である。

5 字句等の修正をしたほかは、中間試案から実質的な内容に変更はない。

カ 本文1(2)ウ(ア)から(ウ)まで並びに(注4)及び(注5)(保管の申請)について

【乙案】の本文②及び(注2)並びに【丙案】の本文②及び(注2)及び(注3)に対応する要件である。

10 中間試案では、【乙案】の場合はオンラインにより、【丙案】の場合は出頭又は郵送して、遺言書等を提供等することとしていた。

この点について、パブリック・コメントでは、【乙案】において添付情報を郵送等オンライン以外の方法により提出することなども認めるべきである旨の意見があった。例えば添付情報について、デジタル化が図られているものについては電磁的記録をオンラインにより送信することを認めることが合理的である一方、書面をもって作成された証明書を郵送により提出したいというニーズも一定程度存在することが想定されることから、いずれの方法により提供するかを遺言者が選択することができるようにすることが、遺言者の利便性の確保や手続の円滑化に資すると考えられる。

20 そこで、本文では、遺言書の保管の申請に必要な情報の提供の在り方については抽象的な規律にとどめ、その具体的な提供方法については、技術的・細目的事項にわたることから、法務省令で定めることとしている。

また、パブリック・コメントでは、遺言者が点字により印字された書面を提出することを認めるべきである旨の意見等もあったところであるが、遺言書保管官において、遺言の内容を確認して保管することができるようにする観点から検討する必要があるため、申請に係る遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない旨の規律を設けており、その上で、法務省令においては、電磁的記録の場合にはファイル形式及び拡張子、データサイズ等を定め、書面の場合には無封のものとし、かつ、余白のサイズ等の様式を定めることを想定している。なお、遺言の点字を任意に用意して、全文の口述の際に利用することは妨げられないと考えられる。

35 なお、パブリック・コメントでは、【乙案】及び【丙案】について、主務大臣の認定サービスを受けた民間事業者のサービスを利用して申請することも可能とすることも考えられる旨の意見があったが、その場合に

は民間事業者において適正な業務が行われるために必要な体制がとられているかを監督官庁が監督する必要があることとなるが、本方式による遺言の利用件数の見込みに照らして合理的なものといえるかについて慎重な検討を要すると考えられる。

5 キ 本文1(2)ウ(エ)及び(注6)(ウェブ会議の利用)について

【乙案】の本文④のただし書及び(注3)並びに【丙案】の本文④のただし書及び(注4)に対応する要件である。

パブリック・コメントでは、ウェブ会議の利用について、公的機関において、遺言者からの申出が認められる範囲を適切に判断し、かつ、ウェブ
10 会議における本人確認や口述による申請の確認についても一定の必要な措置を講ずることが可能であることなどを理由として賛成する意見があった一方で、ウェブ会議その他のオンラインの方法では本人確認の精度が不十分となるおそれがあることや、遺言者が公的機関に出頭する形での保管申請及び遺言の全文の口述が、公的機関において真意性を直接確認する場として特に有用であり、ウェブ会議の利用を認めると真意性を担保する質が大幅に低減することなどを理由として反対する意見があった。

しかし、これまでの部会の議論において、ウェブ会議の利用自体を認めるべきではないとの意見は見当たらなかった上、例えば犯罪による収益
20 の移転防止に関する法律においてもオンラインによる本人確認が認められているなど、ウェブ会議を含め、オンラインを利用して本人確認を実施することは広く行われており、新たな遺言の方式においても、遺言書保管官が適切に本人確認を行うことは可能と考えられる。また、他の方式要件と相まって真意性・真正性を一定程度担保することができるのであれば、
25 デジタル技術が進展しウェブ会議が広く利用されている現代において、公的機関への出頭を必須とすることは相当でないとも考えられる。

その上で、ウェブ会議の利用を認める「相当と認めるとき」の要件について、その具体的内容については法務省令又は通達等により定めるもの
30 とすることが考えられる。この点について、前回の会議では、法的な効果として公正証書遺言と異ならないことから公正証書遺言を参考に厳格に判断すべきである旨の意見、公正証書遺言との棲み分けの観点も踏まえて広くウェブ会議の利用を認めるべきである旨の意見、自筆証書遺言における自書と【乙案】又は【丙案】における口述との違いを踏まえた判断が必要である旨の意見、【乙案】又は【丙案】における公的機関においては外形的な確認を行うにすぎないという観点から検討すべきである旨の
35 意見、求められる真意性・真正性の担保の観点から【甲案】を含めた各方

式を横断的に検討すべきである旨の意見等があったところであり、こうした指摘を踏まえると、【甲案】の採否及びその要件等を踏まえながら、求められる真意性等の担保の程度、周囲に人がいないことを要するものとするか否かなどを考慮する必要があると考えられる。具体的には、遺言者が使用する機器の故障や通信障害等により遺言者の本人確認や遺言の全文の口述を行うことができないと判断した場合を除いてウェブ会議の利用を相当と認めるとの考え方や、上記の場合に加えて遺言者の周囲に遺言者以外の者（機器の操作補助者及び介助者を除くことが考えられる。）が立ち会わない状況であると判断した場合にウェブ会議の利用を相当と認めるとの考え方を含め、さらに検討する必要があるため、その旨を（注6）に記載している。

これに対し、通訳人の通訳について、ウェブ会議を利用する方法によって行うことについて前回の会議で特段の異論はなかったため、その旨の規律を設けることとしている。なお、前回の会議では、参考人から、手話通訳においては対面であることが望ましい旨の指摘もあったものの、一律にウェブ会議の利用を認めないものとすればかえって利便性が損なわれるとも考えられる。ウェブ会議は、遺言者の申出に基づいて利用されるものであるから、遺言者の意向を踏まえながら、適切に運用することによって対応することが考えられる。

ク 本文1(2)ウ(オ)及び(カ)並びに（注7）（本人確認）について

【乙案】及び【丙案】の本文③に対応する要件である。

字句等の修正をしたほかは、中間試案から実質的な内容の変更はなく、ウェブ会議の利用を認める場面等については、上記キと同様である。

なお、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。令和7年4月1日施行）においては、マイナンバーカードの券面情報（氏名、住所、生年月日、顔写真等）をスマートフォンに搭載し、その情報を相手方に送信することができる「カード代替電磁的記録」の制度が新たに設けられ、対面又はオンラインによる本人確認方法とされているところ、マイナンバーカードの提示に代えて、カード代替電磁的記録の情報を遺言書保管官に送信し、遺言書保管官において、受信した顔写真の情報と申請人の顔貌との照合を行う方法により本人確認を行うことも可能となるとも考えられる。

ケ 本文1(2)ウ(キ)及び(ク)並びに（注8）（保管の方法及び日付）について
中間試案第1の1の【乙案】及び【丙案】の本文⑤並びに3に対応する

要件である。

遺言書の保管の方法について、後記本文2のとおり、保管を行う公的機関として法務局とすることを提案していることを踏まえ、書面をもって作成される遺言書は、その書面を遺言書保管所（法務大臣の指定する法務局をいう。）の施設内において保管することとするとともに、電磁的記録をもって作成される遺言書は、有体物が存在しないことから、その電磁的記録に記録された事項を遺言書保管ファイル（磁気ディスク又はこれに準ずる物をもって調製するもの）に記録する方法により保管することとしている。

なお、【乙案】及び【丙案】の本文⑤では、「公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し」と記載していたが、本文1(2)ア(イ)では、遺言書保管法の定めるところにより保管しなければならない旨規律しており、申請手続が法律の定める要件に従って行われたことを確認した上で保管することは当然であり、法制上の観点からは意味を有する記載ではないと考えられるため、本文1(2)ア(イ)並びにウ(キ)及び(ク)では、当該記載を削除している。

また、遺言書保管ファイルには、電磁的記録をもって作成される遺言書については、上記のとおり、その電磁的記録に記録された事項を記録するほか、書面をもって作成される遺言書については、遺言書保管官がその書面をスキャニングして作成した遺言書の画像情報を記録することを想定している。

日付については、パブリック・コメントでは、その正確性を客観的に担保することができること、現行の他の普通的方式（自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言）の在り方と整合的であることなどから、中間試案の提案に賛成する意見が大半であったところ、当該意見に加え、これまでの議論も踏まえれば、保管制度に基づき保管される場合には公的機関が保管を開始した日を記録することが相当であると考えられる。そこで、遺言書保管法第7条第2項と同様、遺言書保管官は、遺言書の保管を開始した年月日等を遺言書保管ファイルに記録することとしている。

(3) 本文1(3)（【甲1案】）について

ア 本文1(3)ア（具体的な検認手続）について

(ア) 検認手続は、「遺言の執行前において遺言書の状態を確認し、後日における偽造・変造を予防し、その保存を確実にならしめる目的でなされるものであって、その実質は遺言書の形式、態様等専ら遺言の方式に関する一切の事実を調査して、遺言書の状態を確定しその現状を明確にする一種の検証手続」であり（参照・大正4年（ク）第27号同年1月

16日大審院決定、昭和38年4月24日福岡高裁決定判タ154号79頁等)、方式要件の遵守の有無を確認するものではないとされる。現行の自筆証書遺言にかかる検認手続の実務では、通常、裁判官が遺言書の形式、状態等を見分し、その写し(写真コピー)を作成して検認調書に添付するほか、必要に応じて、写真コピーでは保全することができない紙の凹みやインクの状態等について裁判官が見分した結果を検認調書に記録することとなるが、検認手続の目的や法的性質を踏まえ、いかなる範囲で見分や審問を行い、検認調書を作成するかは、あくまでも事案の内容や立会人の状況等に応じた裁判官の裁量に基づくものであるといえる。

【甲1案】の方式による遺言に係る検認の在り方としては、現行の検認手続の枠組みの中で、その実務との整合性を考慮して具体的な手続の在り方を検討する必要がある、検認手続の目的等を踏まえ、事案の内容や立会人の状況等に応じ、裁判官の裁量に基づき、検認期日において遺言に係る電磁的記録及び録音・録画の電磁的記録について必要な見分や審問をし、検認調書を作成することになる。

そうすると、検認手続が検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的でなされるものであり、その手続の性質もあくまでもその目的のために実施される「一種の検証手続」であり、心証形成を目的としてされる証拠調べ手続や証拠保全手続において実施される「検証」とは異なることを踏まえ、電磁的記録については、紙と比較すると、データを複製し、電子調書に添付することによって、その内容や状態を変更することなく保全することができることから、【甲1案】の方式によってされた遺言の検認手続において、裁判官が録音・録画の電磁的記録を視聴することは必ずしも必要ではなく、録音・録画に係るデータの存在を確認した上で、遺言の全文の電磁的記録及び録音・録画の電磁的記録を調書添付するに止めることも、裁判官の裁量の範囲内であるとの考え方もある。

(イ) 他方で、検認手続が、裁判官の五官の作用による検証を通じて、その状態を確認することで、後日における偽造・変造を防止し、検認手続の時点における遺言の保存を確実ならしめる目的のものであると理解すれば、【甲1案】の方式によってされた遺言の検認手続においても、申立人から提出された録音・録画の電磁的記録を検認調書に添付するに当たって、検認手続期日において、申立人から提出された録音・録画を再生することが相当であると考えられることもできる。このような再生を通じて、「一種の検証手続」として、遺言の方式の履践の有無の判定に

関係のある事実につき、遺言の保存を確実にしめるとの目的を達するのに必要な限度で、裁判官が五官の作用によりその状態を感得することが求められているものとする余地もある。

このような考え方によった場合には、検認期日において、裁判官並びに申立人及び相続人等の立会いの上で、遺言に係る電磁的記録及び録音・録画の電磁的記録の状態を確認するために、上記目的に照らして必要な限度で、録音・録画を再生し、立会人の陳述内容や遺言に係る電磁的記録や録音・録画の電磁的記録において特筆すべき事項があればこれを検認調書に記録するとともに、遺言に係る電磁的記録と録音・録画の電磁的記録を調書に添付することになる。そうすると、特に録音・録画を視聴することにより手続に要する時間や裁判所・当事者の負担が増加するおそれがあるところ、遺言書が長文にわたり録音・録画も長時間等には、裁判官が、検認の申立人等から録音・録画の反訳文の提出を受け、録音・録画の記録を再生し、その状態を五官の作用により感得するための補助とするなどの工夫をすることも許容されとも考えられる。また、特に録音・録画が長時間にわたる場合などにおいて、上記目的も踏まえ、必ずしも、録音・録画全体を再生すべきということもいえず、裁判官の裁量により、その冒頭や末尾を再生するなどして再生の範囲を絞り込む工夫をして、添付すべき電磁的記録を特定するのに必要な範囲で遺言の状態を五官の作用により感得することも考えられる。

(注)

このように考えた場合において、事案によっては、録音・録画の電磁的記録全体を再生することも考えられる。もっとも、そのような場合でも、検認調書上には、遺言の保存を確実にするなどの上記目的に照らして必要な限度での記載がされるものであって、検認手続が方式要件の有無を確認するものでなく、遺言の全文が口述されたかどうか（遺言の全文と口述内容が一致するかどうか）についての確認がされることはないことから、これに係る記載がされるものではない。

(注) 遺言書保管所で保管されている自筆証書遺言書について、その大半は1枚から2枚の遺言書であり、長文にわたる遺言書はさほど多くないことからすると、録音・録画自体も長時間に及ぶものもさほど多くないと考えられる。

イ 金融機関、法務局等における方式要件の充足性判断について

(ア) 中間試案の【甲1案】の(注8)では、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否かについて、引き続き検討することとされており、この点に関し、これまでの部会において、

【甲１案】の方式による遺言については、金融機関や法務局等が録音・録画の電磁的記録を視聴することは、窓口担当者の負担を増加させ、また、遺言に基づく払戻しや解約手続に要する時間が増加することで、遺言執行手続が遅延するおそれがあるとの指摘や、全文の口述がされているかどうかの判断をめぐって、相続人等とトラブルになるおそれがあるとの指摘がされている。

そこで検討すると、まず、現行法の下で、遺言書の検認はそれ自体遺言の有効性について判断するものではないものの、不動産登記手続や、金融機関での手続に際しては、家庭裁判所の検認を受けていることを求められていることが多い。これは、家庭裁判所において、遺言書の現状が確認され、保全されることによって、それ以降、偽造や変造のおそれがないことが確保されることや、相続人が関与し、裁判官の主宰の下で検認手続が行われることによって、遺言書の方式要件の不備について指摘されなかったことなどを確認することができることが理由であると考えられる（注）。

そのため、【甲１案】の遺言についても、検認手続において、遺言書の方式要件の不備について指摘されなかったことを、事実上、遺言の方式要件充足性の判断に活用することができるとも考えられる。

他方、検認はそれ自体遺言の有効性について判断するものではないことからすると、検認がされているとしても、金融機関等は窓口等において、録音・録画の電磁的記録を視聴する必要があるということも考えられる。

（注）登記実務上、①検認を経していない自筆証書遺言が添付された所有権移転の登記の申請がされた場合には、当該登記の申請を却下するのが相当である、②検認手続がされた自筆証書遺言を添付して登記の申請がされた場合には、検認調書における相続人等の間で陳述内容が一致していないときは、当該遺言書が真正に作成されたものか否かについて疑義が生じることとなり、登記官は、当該遺言書が真正に作成されたものか否かを判断することができないため、当該遺言書による登記申請は、原則として却下すべきであるが、異議を述べた陳述者による、遺言内容に従った登記の申請に異議がない旨の印鑑証明書付きの証明書の添付があった場合には、当該登記の申請を受理して差し支えないとされている（平成７年１２月４日付け民三第２２７５号民事局第三課長通知、平成１０年１１月２６日付け民三第２２７５号民事局第三課長通知参照）。

(イ) 裁判官の裁量により、録音・録画の電磁的記録が再生され、反訳文の正確性について異議がない旨の陳述が検認調書に記録された上で、反訳文が添付されたような事案においては、金融機関や法務局等は、相

5 続人等からこれらの提出を受けることで、録音・録画の電磁的記録を再生することなく、【甲1案】の方式による遺言が方式要件を充たすものかを判断することが可能となる場合もあると考えられる。そうでない場合には、金融機関や法務局等において録音・録画の電磁的記録を再生し、視聴することが必要となる。もっとも、金融機関や法務局等において、相続人等に反訳文を提出させ、これを踏まえることで、例えば、録音・録画の電磁的記録を、遺言の方式要件充足性の判断のために必要な部分に限定して視聴する等、その負担を軽減するための工夫をすることも考えられ、また、前記のとおり、長文にわたる遺言書がさほど多くないとの指摘もある。

10 これらのことを踏まえて、録音・録画の電磁的記録を視聴することによる負担について、どのように考えるか。

15 (り) また、全文の口述がされているかどうかの判断をめぐって、金融機関、法務局等と相続人等との間でトラブルが生じるおそれについては、現行法上も、自筆証書による遺言書の一部に、周囲の自書と異なる筆跡での記載がある場合に、当該記載部分が遺言者の自書によらないものとして遺言が無効になるか、また、遺言のそれ以外の部分も無効になるかという問題として生じ得るものであって、金融機関や法務局等は、遺言の効力に疑義がある場合には、訴訟等によって有効性が確認されるまでは、相続財産の払戻や登記を拒絶するなどの対応をとっているものと考えられる。そうすると、全文の口述がされているかどうかの判断は、引き続き金融機関や法務局等に委ねることが考えられるが、どうか。

20 ウ 本文1(3)ア(イ)について

25 以上の議論を踏まえ、【甲1案】の方式による遺言の執行との関係も考慮した上でとることが考えられる方策として、どのようなものがあるか。

エ 本文1(3)イ（【甲1案】に関連するその他の事項）について

【甲1案】について、中間試案において引き続き検討することとされた事項について、本文アの検討に必要な範囲で、さらに検討するものである。

(ア) 本文(ア)について

30 パブリック・コメントでは、【甲1案】の（注1）に関し、電子署名を要件とすべきであるとの意見があった一方で、手続の負担が重くなることを理由に電子署名を要件とする必要はないとする意見もあった。もっとも、電子署名を行ったとしても、電子署名に係る電子証明書の有効期間内に有効性検証が行われる場面が想定されないこと、遺言者によっては電子署名を行うことが困難であることにより遺言の作成を断念するおそれがあること、【甲1案】は、証人及び録音・録画によって

真実遺言者が口述等をしたことを確保しようとするものであって、これに加えて遺言者の本人の意思に基づくものであることを確認する必要があるとはいえないことから、本文①の電磁的記録に電子署名を行うことを要件としないことが考えられるが、どうか。

5 (イ) 本文(イ)について

パブリック・コメントでは、「遺言の全文」の口述を要件とすべきであるとの意見があったのに対し、遺言執行に際して、金融機関等が録音・録画による記録を視聴することの負担が大きいことから、口述の内容を文字として確認できるようにすることを求める意見、遺言者の口述の内容と遺言に係る電磁的記録の記載内容が齟齬した場合に、遺言者の意思を尊重して柔軟な解釈をとるとしても、遺言の有効性をめぐる実務上の混乱が生じないように配慮すべきであるとの意見、視覚障害者が口述をする際に、電磁的記録に記録された遺言の全文を正確に復唱することに困難を伴うことから、「遺言の趣旨」の口述で足りるものとすべきであるとの意見があり、前回会議における当事者団体からのヒアリングでは、手話通訳においても、遺言者が日本語で記録された遺言の全文を手話で伝える際に、必ずしも記録された遺言の全文と一致するとはいえないことから、遺言の趣旨の口述で足りるものとするのが望ましいとの指摘があった。他方で、「趣旨の口述」とした場合には、何をもってどのような範囲が「趣旨」に当たるのかが直ちには明らかでないため、趣旨の口述があったか否かの判断が困難になるとも考えられる。

このような指摘を踏まえると、【甲1案】における口述の対象を「遺言の全文」まで求めるか、「遺言の趣旨」で足りるとするかという問題は、全文を口述することが困難な者に遺言の機会を保障するという観点や、遺言執行の場面における方式要件の充足性の判断をどのように行うかという観点にも関わるものであるということが出来る。そこで、遺言者が遺言の内容を口述することによって、遺言者がその内容を認識し、熟慮する機会を与えるという口述の趣旨に照らし、どの程度の内容が口述されれば、遺言者がその内容を認識し、熟慮する機会を与えたといえるかという観点から検討することが考えられる。

まず、事後的に無効となるリスクを回避するという観点や、口述の遵守の有無を明確に判断するという観点からは、遺言の全文を一言一句口述することが望ましいとも考えられる。他方で、真意を確保するという観点からは、全文の口述を要するとするか又は趣旨の口述で足りるとするにかかわらず、必ずしも遺言の全文を一言一句口述すること

まで必要であるとは考えられず、例えば、遺言の本文は「ですます」調で記載されている際に、口述は「である」調で述べることに特段の問題はないと考えられる。特に、多くの外国語通訳や手話通訳は、遺言の本文の日本語を逐語的に翻訳するものではなく、専ら単語単位で翻訳されるものであることからすると、通訳人が、遺言の文言を一言一句読み上げることはできないと考えられる。

また、遺言者が遺言の全文を口述しようとしている中で、遺言中の特定の条項を読み飛ばしてしまったとしても、直ちに遺言の全部や当該部分が無効となるとするのは相当でなく、前後の文章を口述していることにより、遺言者が当該遺言に係る電磁的記録を自己の遺言書とする意思であることが明らかになるのであれば、遺言が無効とはならないとすることも考えられる。

以上について、どのように考えるか。

(ウ) 本文(ウ)について

パブリック・コメントにおいては、【甲1案】の（注7）について、遺言に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録を一体のものとする等に関し、これらの電磁的記録の保存媒体について、長期保存が可能であり、かつ、データの書き換えができない光ディスクに保存することが望ましいとの意見があった。

そこで検討すると、遺言者の死後に、相続人等が遺言に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録とを発見したときなどに、録音・録画に係る電磁的記録に記録された口述が、遺言に係る電磁的記録の遺言の全文を口述したものであることを確認することができるようにするため、両記録の関連性を明らかにするための措置は必要であると考えられる。そして、光ディスクに保存する方法は関連性を明らかにする観点からも、また完成後の改変を防止する観点からも有益であるとも考えられる一方で、光ディスク等の特定の記録媒体に保存することを要件とした場合には、デジタル技術の進展とともに当該記録媒体が用いられなくなり、通常の方法では再生することができなくなるなどのリスクも考えられる。

他方で、遺言に係る電磁的記録と録音・録画の電磁的記録の両記録を共通のフォルダに格納することについては、当該行為自体を録音・録画によって記録することは困難であり、また、遺言の作成時にこれらの措置をとったにもかかわらず、事後的に何らかの事情で一体性が失われてしまった場合に、遺言を無効とすることは相当でないとも考えられる。事後的に一体性が失われることを防止するために、当該共有フォル

ダに電子署名を行うこととするとも考えられるものの、前記アで検討したとおり、遺言者の負担を考慮すると、相当ではないとも考えられる。

【甲１案】の本文②のとおり、遺言者は口述に際し、遺言に係る電磁的記録が自己の遺言書である旨を述べるものとされており、これによって、録音・録画に係る電磁的記録から、どの電磁的記録に記録された遺言について口述されたものかが明らかになるから、これに加えて、両記録を一体のものとする措置をとることを方式要件とすることは要しないとも考えられるが、どうか。

オ 本文１(３)ウについて

【甲１案】に対しては、パブリック・コメントやこれまでの部会において、偽造、変造や紛失のおそれ等の指摘がされているところ、そのような点への対応のための方法について、どのように考えるか。

(４) 本文１(４)（その他）について

このほか、パブリック・コメントやこれまでの部会において、遺言者の作成の負担を軽減すべく簡便な方式を目指すべきとの指摘がされ、中間試案に基づき本部会の経過報告を行った法制審議会総会（令和７年９月１８日開催）においても同様の指摘がされたところ、上記検討の方向性を踏まえ、そのような方式の要否や、その具体的な制度設計について、どのようなものが考えられるか。

２ 保管制度の在り方（中間試案第１の２）

本文１において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次のような規律を遺言書保管法に設けるものとするので、どうか。

(１) 遺言者による遺言書等の閲覧請求等

ア 遺言者は、遺言書保管官に対し、遺言書（書面に限る。）及び遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる（注１）。

イ 遺言者は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、撤回がされた申請に係る遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる（注２）。

ウ 本文１(２)ウ(オ)及び(カ)の規律は、ア及びイの請求について準用する。

(２) 相続人等による遺言書情報証明書等の交付請求等

ア 何人も、遺言書保管官に対し、自己を相続人等（相続人、受遺者、遺言執行者等をいう。以下同じ。）とする遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。以下同じ。）について、遺言書の保管の有無（遺言書が保管されている場合には、その遺言書の保管の申請に係る遺言書保

管所の名称等を含む。)を証明する書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる(注3)。

イ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの遺言書について、その遺言書(書面に限る。)及びその遺言書に係る遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる(注1)。

ウ 相続人等は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、アの遺言書について、撤回がされたその遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる(注2)。

エ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの遺言書に係る情報等を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる(注3)。

(3) 相続人等に対する通知

ア 遺言書保管官は、(2)イの閲覧をさせ又は(2)エの書面を交付若しくは電磁的記録を提供したときは、相続人等((2)イ又はエの請求をした者を除く。)に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならない。

イ 遺言者は、当該遺言者の死亡後に、当該遺言者が指定する者に対し、その申請に係る遺言書を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができる。

(4) 遺言書の検認の適用除外

本文1(2)(【乙案】又は【丙案】)により保管されている遺言書については、民法第1004条第1項の規定は適用しない。

(注1) 遺言書の原本を必要とする請求については、当該遺言書を保管している遺言書保管所の遺言書保管官に対してのみすることができるものとする。

(注2) 閉鎖遺言書保管ファイルとは、後記本文4(2)ウのとおり、遺言書の保管の申請の撤回後に、遺言書保管ファイルに記録されていた遺言書に係る情報を記録する、磁気ディスクをもって調整するものをいう。

(注3) (2)ア及びエの電磁的記録には、遺言書保管官が電子署名を行うものとすることを想定している。

(中間試案・抜粋)

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

2 保管制度の在り方

本文1において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次の考え方に基づく規律を設けるものとする。

(1) 相続人、受遺者、遺言執行者等(以下「相続人等」という。)は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当

該遺言の内容を証明する書面又は電磁的記録の提供を請求することができる（注１）（注２）。

(2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

(3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときは、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

(4) 保管されている遺言に係る電磁的記録又は遺言書については、遺言書の検認（民法第１００４条第１項）の規定は適用しない。

（注１）保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要がある、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられる。

なお、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、(1)①の規律を設ける場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言と新たな方式の遺言について、既存の自筆証書遺言書保管制度に係るシステムも含め情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、一元的な検索を行うことができるものと考えられる。また、相続人等としては、当該検索とともに公証役場に保存されている公正証書遺言等の検索を行うこととなると考えられる。

（注２）自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録には、公的機関が電子署名を行うものと考えられる。

（補足説明）

1 中間試案における提案内容

中間試案では、【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度の在り方として、遺言書保管法における規律を参照し、①相続人等は、(i)相続開始後、自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録等が保管されているか否かを証明する書面等の提供、(ii)当該遺言の内容の閲覧、(iii)当該遺言の内容を証明する書面等の提供を請求することができること、②公的機関は、①(ii)の閲覧をさせ、又は(iii)の書面等を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録等を保管している旨を通知すること、③公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときは、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録等を保管している旨を通知すること、④保管されている遺言に係る電磁的記録等については、遺言書の検認（民法第１００４条第１

項)の規定は適用しないとの考え方が提案されていた。

なお、保管を行う公的機関については、(注1)において、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられるとされていた。

5

2 パブリック・コメントにおける意見の概要

パブリック・コメントでは、中間試案で提案された規律を設けることに賛成の意見が大半であり、反対意見はなかった。

また、保管を行う公的機関について、利便性を考え、戸籍事務を行う市区町村役場において遺言書を保管するサービスを行うべきとの意見もあったものの、自筆証書遺言書保管制度との整合性、信頼性、中立性、アクセス性、運用コスト等を理由として、法務局が適当であるとの意見が大半であった。

3 提案の内容

(1) 保管を行う公的機関について

保管を行う公的機関として、利便性の観点から、市区町村役場とすべきである旨の意見があったものの、現在遺言書保管事務を担っていることから保管事務を実施するための体制を一から整備する必要がないこと、自筆証書遺言書保管制度と統一的な体制を構築することができ、利用者にとっても分かりやすいこと、市区町村役場ほど国民が頻繁に訪問する機関でもないため遺言者のプライバシー保護も確保できることなどを併せて考慮すると、法務局とすることが合理的であると考えられ、その点を否定する具体的な理由も挙げられなかったことを踏まえ、法務局とすることが考えられる。

(2) 保管に関する規律について

中間試案で提案された通知及び検索の規律並びに遺言書の検認を不要とする規律を設けることについて特段の異論はなかったことを踏まえ、遺言書保管制度の実効性を確保するため、遺言書保管法を参照し、以下のとおり、本文記載の各規律を設けることが考えられる。

ア 遺言者による遺言書等の閲覧請求等

(イ) 本文2(1)ア及び(注1)について

遺言書保管法第6条第2項において、遺言者が遺言書の閲覧を請求することができることと同様、新たな遺言の方式における遺言書においても、遺言者がその内容を閲覧することができることが相当であると考えられることから、遺言書及びその内容を記録した遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる旨の規律を提案している。なお、電磁的記録で作成された遺言書については、

書面と異なり、直接視認することのできる有体物が存在せず、本文1(2)ウ(イ)のとおり、当該遺言書に記録された事項を遺言書保管ファイルに記録する方法により保管するものとしていることから、遺言書保管ファイルの記録の閲覧のみをすることができることとしている。

5 なお、現行の遺言書保管令と同様、遺言書保管ファイルは全国の遺言書保管所の遺言書保管官により一元的に管理することを想定していることから、遺言書保管ファイルの記録の閲覧等の請求については、全ての遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができるとすることが相当である一方で、遺言書の原本の閲覧は、その原本を保管している遺言書保管所において行う必要があるから、その遺言書を保管している遺言書保管所の遺言書保管官に対して請求するものとするのが相当であるため、その旨を（注1）に記載している。

(イ) 本文2(1)イ及び（注2）について

中間試案第1の4(2)イの【C案】の（注）に対応するものである。

15 後記本文3のとおり、遺言者が保管の申請を撤回した場合、遺言書保管官は、遺言書に係る情報を閉鎖遺言書保管ファイルに記録することとしているところ、なりすまし等によって当該撤回がされたおそれがある場合など、遺言者は、特別の事由があるときは、その記録の閲覧を請求することができることとするのが相当であるため、その旨の規律を設けることを提案している。

(ロ) 本文2(1)ウについて

20 本文2(1)ア及びイにおいて遺言者が遺言書等の閲覧の請求をする際、遺言書にはプライバシー性の高い情報が含まれており、遺言者に限りその内容の確認をすることができるようにするため、遺言書保管官が、保管の申請時と同様、厳格に本人確認をすることとし、相当と認めるときにウェブ会議の方法によるのが相当であるから、その旨の規律を設けることを提案している。

イ 相続人等による遺言書情報証明書等の交付請求等

(ア) 本文2(2)ア及びイ並びに（注3）について

30 中間試案第1の2(1)①及び②並びに（注2）に対応するものである。

遺言書保管法第9条及び第10条と同様、相続人等が交付請求等を行うことができるのは遺言者が死亡している場合に限ることを明記したこと、遺言書（直接視認することのできる書面に限る。）とともに遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる旨明記したこと、字句等の修正をしたほかは、中間試案から実質的な内容に変更はない。

(イ) 本文 2(2)ウについて

中間試案第 1 の 4(2)イの【C 案】の (注) に対応するものである。

字句等の修正をしたほかは、中間試案から実質的な内容に変更はない。

5 なお、「特別の事由があるとき」について、なりすましによる撤回や
遺言者の真意に基づかない撤回がされたときなどを想定しているところ、
パブリック・コメントでは、不必要に相続人間の係争等を誘発しないよう、
遺言者死亡後に相続人等が閲覧の請求をすることができる場合
10 は狭く運用されるべきであるから、「相続に関する訴訟で裁判所からの
要請がある場合」など、例示列举の規律を設けるべきである旨の意見
もあったところであり、その具体的な規律の在り方等については、法制
上の観点も含め、引き続き検討することも考えられる。

(ロ) 本文 2(2)エについて

中間試案第 1 の 2(1)③に対応するものである。

15 遺言書保管法と同様、相続人等が交付請求等を行うことができるの
は遺言者の死亡後であることを明記し、字句等の修正をしたほかは、中
間試案から実質的な内容に変更はない。

ウ 相続人等に対する通知

(ア) 本文 2(3)アについて

20 中間試案第 1 の 2(2)に対応するものである。

字句等の修正をしたほかは、中間試案から実質的な内容に変更はない。

(イ) 本文 2(3)イについて

中間試案第 1 の 2(3)に対応するものである。

25 字句等の修正をしたほかは、中間試案から実質的な内容に変更はない。

30 なお、パブリック・コメントでは、遺言の執行を実現する観点から、
遺言執行者に当然に通知すべきであるとの意見があり、この点につい
ては、これまでの会議でも同様の指摘がされていたところである。しか
し、通知の内容が遺言者の死亡の事実という戸籍情報にわたるもので
あることから、通知の有無及び通知の範囲については、遺言者の意思に
35 基づき行われるようにする必要があり、遺言者が希望しない場合にま
で通知を行うことは適切ではないとも考えられること、そもそも遺言
者が遺言で遺言執行者を指定する場合には通常遺言者自らが遺言執行
者を通知先として指定するものと考えられ（現行の自筆証書遺言書保
管制度では、指定者通知の対象者として 3 名まで指定可能であるとこ

ろ、これと同様の規律を設けることを前提とすると、通常そのうちの1名に遺言執行者が含まれると考えられる。)、そのような指定がされない場合を想定して規律を設ける必要性の有無などを踏まえて検討する必要があると考えられる。

5 他方で、相続人等による執行の妨害を防止する観点からは、遺言書に記載等がされた遺言執行者が本文2(3)イの通知の対象者として指定された場合には、当該遺言執行者が任務を開始したときに遅滞なく遺言の内容を相続人に通知しなければならないとされていること（民法第1007条第2項）を踏まえ、他の相続人等に対する通知（本文2(3)ア）をしないとの規律を設けることが考えられる。

10 エ 遺言書の検認の適用除外（本文2(4)について）

本文中間試案第1の2(4)に対応するものである。

字句等の修正をしたほかは、中間試案から実質的な内容に変更はない。

(3) パブリック・コメントにおけるその他の意見について

15 パブリック・コメントでは、保管を担う公的機関を法務局とすることに関して、法務局が従来から担っている他の事務の遂行に支障が生じないように、保管事務を実施するための人的体制が十分に整備されるべきであるとの意見や、遺言書の保管の申請がされてから保管が開始されるまでの間に遺言者が死亡することなどが生ずることのないよう迅速な事務処理が可能となる体制を整えるべきであるとの意見があり、法務局において保管の事務を行うに当たっては、必要な体制が整備されることが前提となるものと考えられる。

25 また、パブリック・コメントでは、【乙案】及び【丙案】の遺言書について、遺言書保管法に基づき法務局に保管されている自筆証書遺言書も含めて一元的に検索することのできる仕組みを設けるべきとの意見があったところ、保管を担う公的機関を法務局とする場合には、自筆証書遺言書についても、電磁的記録の形式による証明を認めるなど、【乙案】及び【丙案】と同様の証明の規律が適用されるよう遺言書保管法を改めた上で、法務局に保管されている同一の遺言者の遺言書全てについて一括して証明を行うものとすることが考えられる。さらに、その上で、遺言書の保管の申請の方法については、本文1の（注5）のとおり、出頭、オンライン又は郵送により行うことが想定されることを踏まえ、これらの証明の請求及び交付についても、オンラインによる方法を許容することも考えられる。

35 なお、公正証書遺言等を含めて遺言の有無を一元的に検索することのできる仕組みを設けることについては、積極的に検討すべきである旨の意見があった一方で、このような仕組みを設ける場合にはその対象は遺言者の

同意を得られたものに限るべきである旨の意見もあった。一元的な検索を可能とするためには、これまで異なる機関の個別の情報システムにより異なるデータ様式で管理されてきた法務局の遺言書の情報と公正証書遺言の情報とを連携させるため、新たな情報システムの構築及び運用保守等の事務処理体制の整備が必要となり、利用者が負担すべき手数料が増大することが見込まれる。上記のとおり、法務局の遺言書の有無の証明について、オンラインにより請求し、提供を受けることができるようになった場合には、検索の手続は自宅でデジタル完結で行うことができ、利用者の利便性は大幅に向上することになるが、そのような中で、一元的な検索の仕組みを構築する必要があるかどうかは、オンラインによる検索の手続の実現後に、その施行状況を踏まえながら検討することが相当であるとも考えられる。

3 日付（中間試案第1の3）

第1の1参照

4 加除その他の変更、撤回（中間試案第1の4）

(1) 加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとするด้วย、どうか。

(2) 本文1において【乙案】及び【丙案】を採用した場合について、中間試案第1の4(2)イの【C案】を採用することとし、次のような規律を遺言書保管法に設けるものとするด้วย、どうか。

ア 遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、申請を撤回することができる。

イ 本文1(2)ウ(オ)及び(カ)の規律は、アの撤回について準用する。

ウ 遺言書保管官は、遺言者がアの撤回をしたときは、遅滞なく、遺言書保管所に保管している遺言書（電磁的記録に係るものを除く。）を返還しなければならない。この場合において、遺言書保管官は、遅滞なく、管理しているその遺言書に係る情報を消去するとともに、当該情報を、閉鎖遺言書保管ファイルに記録しなければならない。

エ 遺言者がアの撤回をしたときは、その遺言書については、遺言を撤回したものとみなす。

（中間試案・抜粋）

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1～3 （略）

4 加除その他の変更、撤回

(1) 加除その他の変更

遺言が成立した後、内容を変更する場合には、別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする。

(2) 撤回

新たな方式による遺言に関し、民法第1022条（遺言の撤回）、第1023条（前の遺言と後の遺言との抵触等）及び第1024条後段（遺贈の目的物の故意の破棄による撤回擬制）を適用するものとし、同条前段（遺言書の故意の破棄による撤回擬制）については、次のいずれかの案によるものとする。

ア （略）

イ 保管制度に基づき保管される場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

【C案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には、遺言を撤回したものとみなすものとする。ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする（注）。

（注）当該遺言の情報については、本文2の証明・閲覧・通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとすることが考えられる。

【D案】保管の申請の撤回を認めないものとする。

（補足説明）

1 中間試案における提案内容

中間試案では、①加除その他の変更に関する特段の規律を設けないこと、②撤回について、民法第1022条、第1023条及び第1024条後段を適用するものとし、同条前段については、保管制度に基づき保管される場合には、保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には遺言を撤回したものとみなすものとするなど内容とする【C案】と保管の申請の撤回を認めない【D案】の両案を、それぞれ提案していた。

2 パブリック・コメントにおける意見の概要

(1) 加除その他の変更について

遺言者の最終意思の尊重という観点から変更を広く認めるべきである旨の意見もあったものの、中間試案で提案された各案においては他人の変造を防止する機能を果たす方式要件が存することから、遺言が成立した後内容を変更する場合には別途新たな遺言をすることとして、第三者による変造と遺言者本人の意思に基づく変更を明確に区別するのが相当であること、従来方式に類する方式で真正性を担保して変更することは困難であること、電磁的記録に係る遺言は、内容の複製が容易であり、新たに遺言を

作成する負担が小さいため加除変更に関する特段の規律を設けないことで足りることなどを理由として、中間試案の提案に賛成する旨の意見が大半であった。

(2) 撤回について

保管制度に基づき保管される場合について、第三者が遺言者になりすまして保管の申請の撤回をするおそれがあることに鑑みれば遺言時と同程度の本人確認措置が必要となるが、そうであるならば新たな遺言をすることにより遺言を撤回することで足りるとして【D案】に賛成する意見や、撤回がされた遺言の情報について相続人等に閲覧の請求を認めるべきではない旨の意見もあったものの、保管の申請の撤回を認めることに支障はないことから遺言者の意思の尊重の観点から踏まえて当該撤回を認めた上で、当該撤回が錯誤や意思能力を欠いていた場合を想定して当該遺言に係る情報は消去しないとすることが紛争解決に資することなどを理由として、【C案】に賛成するとの意見が大半であった。

なお、いずれの案を採用した場合であっても、撤回についての利用者の誤解を招く危険性を最小限とするための周知徹底は不可欠であり、より一層の配慮が求められるとの指摘もあった。

3 提案の内容

(1) 本文4(1)(加除その他の変更)について

パブリック・コメントでは、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとするについて、賛成意見が大半であり、本方式による遺言（【乙案】及び【丙案】のいずれの案）であっても、簡易な方法で変更することができ、変更に関する規律を設けないとしても遺言者の最終意思の尊重という観点から不当な制約にはならないと考えられる。

そこで、中間試案と同様、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないこととしている。

(2) 本文4(2)(撤回)について

本方式による遺言について、公的機関で遺言書が保管されているため、当該遺言書を特定して撤回の有無を判断することができ、当該遺言を撤回したいと考える遺言者の意思の尊重に資することから、保管の申請の撤回を認めることが相当であると考えられる。

そして、保管の申請の撤回の際には、遺言時と異なり、遺言の全文の口述は不要であるが、第三者によるなりすまし等を防止するため、遺言書の保管申請時と同様に厳格な本人確認が実施されることが必要であると考えられる。

保管の申請の撤回行為がされた場合、本方式による遺言の要件である公的機関における保管を欠くこととなることから、遺言は撤回されたものとみなすことになると考えられるが、仮に撤回行為が第三者によるなりすましによってされた場合や、撤回行為が錯誤、詐欺又は強迫によってされ、当該行為が取り消された場合、意思能力を欠いていた場合には、当該撤回行為に係る遺言は有効なものであったと考えられることから、当該遺言に係る情報を保存しておく必要があるため、遺言書（電磁的記録に係るものは除く。）は返還するものとしつつ、当該情報は消去せず、遺言書保管ファイルとは別のファイル（遺言書保管ファイルと同様、磁気ディスクをもって調製することを想定しており、閉鎖遺言書保管ファイルと呼称している。）に記録し、特別の事由があるときは遺言者又は相続人等が同ファイルの記録の閲覧を請求することができるようにすることが相当であると考えられる。

そこで、パブリック・コメントでも上記の考え方に賛成する意見が大半であったことを踏まえ、本文では、撤回の申請行為に係る本人確認の規律（本文4(2)イ）、撤回をしたときは遺言書（電磁的記録に係るものを除く。）を返還するとともに遺言書に係る情報を閉鎖遺言書保管ファイルに記録する旨の規律（本文4(2)ウ）を追記することとし、字句等の修正をした上で、中間試案の【C案】と同様の規律を設ける旨の提案をしている。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方（中間試案第2）

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとするを前提として、押印要件については【甲案】によることとし、押印要件（注）を廃止するものとするについて、どのように考えるか。

（注）自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件（民法第968条第2項）及び加除その他の変更に際しての押印要件（同条第3項）を含む。

（中間試案・抜粋）

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

2 押印要件

上記1を前提として、押印要件については、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件（民法第968条第2項）及び加除その他の変更に際し

ての押印要件（同条第3項）を含む。

【甲案】押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとするが、ただし、遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保する観点から一定の要件（場面又は場合）を定め、それ（法定する要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」という考え方がある。この考え方の下で、上記法定する要件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
 - ・ 押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合
- などを定めることが考えられる。

（補足説明）

1 自書を要しない範囲について

(1) 中間試案における提案内容

5 中間試案では、自筆証書遺言については、証人等が作成に関与しないことから、自書を要しない範囲を拡大することによって、偽造・変造のおそれや遺言者が遺言の内容を十分に理解しないまま作成するおそれが増大することも考えられること、全文等を自書する負担に対しては、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けることによって対応し得ることを理由として、自書を要しない範囲については現行規定を維持することを提案していた。

(2) パブリック・コメントにおける意見の概要

15 パブリック・コメントでは、真意性・真正性の担保等に対し自書が重要な役割を果たしていること等を理由に賛成する意見が寄せられる一方、明確に反対する意見はなかった。

なお、真意性・真正性が担保されるのであれば、自書要件に限る必要はないのではないかとの意見もあった。

(3) 提案の内容

20 これまでの部会における検討内容に加え、パブリック・コメントの結果も踏まえると、従前の提案のとおり、自筆証書遺言における自書を要しない範囲については現行規定を維持するものとするのが相当と考えられるが、どうか。

2 押印要件について

25 (1) 中間試案における提案内容

中間試案では、真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえず、それらの担保は全文や氏名等の自書により図ることができると考えられることや、押印をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じつつあること等を理由に、押印を要しないものとする考え方（【甲案】）、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしていると考えられることや、押印の負担はそれほど大きなものではないとも考えられること等を理由に、引き続き押印を要するものとする考え方（【乙案】）のいずれかの案によるものとすることを提案していた。

なお、これらのほか、押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合においても、遺言者がその意思に基づき遺言をしたこと（遺言の完成の趣旨をも含む。）を担保するために法定する要件を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする考え方があり得るものの、この考え方については、上記法定する要件としてどのような場合を想定するか、また、相続開始後、誰が、いかなる手続ないし段階において、この場合に該当するかを判断するのか、円滑に遺言を執行することができるかなど、なお検討すべき点が多いことを踏まえ、（後注）でこの考え方を紹介するにとどめていた。

(2) パブリック・コメントにおける意見の概要

ア パブリック・コメントでは、【甲案】を支持する意見と【乙案】を支持する意見とが大部分を占めており、それらの数はほぼ同数であった。他方で、（後注）の考え方を支持する意見は、少数にとどまった。

イ 【甲案】を支持する意見として、押印については認印でもよいとされていること等からすると、真意性・真正性の担保としての押印の意義は大きいものとはいえないことを理由とするもの、昨今の押印廃止の流れにより押印をめぐる慣行ないし法意識の変容が認められることを理由とするもの、押印をすることによって文書の作成を完結させる慣行ないし法意識は、押印を不要とする制度ができれば変化していくと考えられ、その変化を促す立法を目指すべきであることを理由とするものなどがあつた。

ウ 【乙案】を支持する意見として、押印要件を廃止すれば、改ざんやなりすましの懸念等が高まる可能性を否定できないことを理由とするもの、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能等を果たしていることを理由とするもの、単独行為であり、かつ、効力が生じた時点で作成者が既に死亡していることなどの遺言の特質を踏まえると、売買契約等と比較して、押印の重要性が高いと考えられることを理由とするもの、押印の負担はそれほど大きなものではないなど押印要件を廃止する必要性が乏しいことを理由とするものなどがあつた。また、押印要件の廃止は将来

的な課題であり、現時点でそれに踏み切る必要はないと指摘するものもあった。

エ （後注）について、押印を欠いた遺言が例外的に有効となるための要件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するために法定する要件）として、「押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件とした上で、後者の方式要件を満たす場合」とするのであれば、自ら公的機関に保管申請をした事実により、真意性・真正性等が担保され得ること、上記法定する要件を満たすかどうかの判断が容易であることを理由に、これを支持するものがあった。他方で、押印がない遺言については、裁判所がこれまでどおり個別に救済の可否を検討すれば足りることや、円滑な遺言執行の妨げになるおそれがあること等を理由に、これに反対する意見があった。

(3) 提案の内容

ア 遺言書本文への押印要件について

【甲案】を支持する意見が指摘するとおり、押印については、認印でもよいとされていることからすると、真意性・真正性の担保に対する押印の役割は必ずしも大きなものとはいえない。確かに、押印が実印で行われる場合には、当該押印が真意性・真正性の担保に対して少なくない役割を果たすことが考えられ、そのことを踏まえると、押印要件を廃止した場合、偽造・変造のリスクが高まるのではないかと懸念も考えられるものの、自筆証書遺言を偽造又は変造するためには、遺言者の筆跡を真似て遺言の本文等を記載する必要があるため、なおも偽造や変造へのハードルは高く、押印要件の廃止により上記リスクが有意に高まるとまではいえないと考えられる。また、上記リスクを懸念する遺言者は、引き続き（方式要件ではないものの）押印をすることや自筆証書遺言書保管制度を利用することにより、上記リスクの軽減を図ることも可能といえる。

さらに、現時点では、押印は、依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしていると考えられるものの、いわゆるコロナ禍にあった令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、書面・押印・対面主義からの脱却等として、「民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する」との記載が盛り込まれ、その後、現在までの間に電子契約が普及したとの調査結果があるほか、金融機関において印鑑レス口座取引が認められるなど、書面での取引についても押印が不要とされる場面が増えたことなどからすると、重要な文書については、作成者が署名した上、その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に変容が生じている

ことは否定できない。このような押印廃止の流れの中で、今後、ますます押印の機会が減少していくことが考えられる一方、その機会の増加につながり得る要因についての指摘は見当たらない。(注1)

そして、押印の機会の減少に伴って、押印の上記機能は後退し、署名が完成品と下書きとを区別するなどの機能を果たしていくものと認識されていくことが考えられる上、押印要件があることによる遺言者の負担が大きなものとなり得ることも考えられる。

なお、仮に押印要件が廃止されたとしても、任意に押印を行うことは当然妨げられないのであり、生前遺言者が管理していた印章による印影があるならば、遺言者が作成したとの認定を相当程度容易にするとも考えられる。

これらを踏まえると、現行規定を維持し、押印を欠いた遺言は方式違反により一律に無効となるものとするのは、遺言者の最終意思の実現の観点から相当ではないとも考えられ、押印要件を廃止することが考えられるが、この点について、押印が担ってきた役割及び機能を署名を含む他の方式要件により十分に代替し得るかも含め、どのように考えるか。(注2)

(注1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会ほか公表「企業IT利活用動向調査2025」25ページによると、電子契約を利用している企業の割合は、平成27年1月時点では約44%であったのに対し、令和7年1月時点では約78%に増加している。

(注2) なお、外国出身であり、その後日本に帰化した者がした押印を欠く遺言について、遺言者が主として日本語以外の言語を使用していたこと、その交際相手が少数の日本人を除いて外国の者に限られ、日常生活も外国の様式に従い、印章を使用するのは特に先方から押印を要求されるものに限られていた等の事情の下においては有効としたものがある(最判昭和49年12月24日民集28巻10号2152頁)が、例外的な事例である。

イ 財産目録の毎葉にする押印要件及び加除その他の変更の際の押印要件
遺言書本文への押印要件を廃止する場合には、財産目録の毎葉にする押印要件及び加除その他の変更の際の押印要件についても同様に廃止することが考えられるが、この点についてどのように考えるか(注)。

(注) 加除その他の変更の方式については、立法当時から、我が国の証書作成手続における加除その他の変更の一般的方式に比べ厳格にすぎるとの指摘が

されていたところ、大阪家庭裁判所本庁における昭和５８年度、同５９年度、平成４年度及び同５年度の遺言書の検認事件を対象に実施された調査では、訂正箇所のある自筆証書遺言書８件のうち要件を充足していたのは１件にとどまり、同裁判所本庁における平成９年度及び同１０年度の遺言書の検認事件を対象に実施された調査では、訂正箇所のある自筆証書遺言書のうち要件を充足していたのは４分の１にとどまっていたとの報告がある（小田八重子「遺言－自筆証書遺言の方式」判タ９９６号１４６頁、久貴忠彦「遺言と遺留分 第１巻遺言」８３頁以下）。

第３ 秘密証書遺言の方式要件の在り方（中間試案第３）

１ 規律の在り方の方向性

秘密証書遺言については、下記２を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。どうか。

２ 押印要件

(1) 公証人の押印要件については、維持するものとする。どうか。

(2) 遺言者及び証人の押印要件（注）については、自筆証書遺言における押印要件の在り方（本文第２）を踏まえ、廃止するものとする。どうか。

（注）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第９７０条第１項第１号、第２号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第４号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第２項において準用する同法第９６８条第３項）を含む。

（中間試案・抜粋）

第３ 秘密証書遺言の方式要件の在り方

１ 規律の在り方の方向性

秘密証書遺言については、下記２を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

２ 押印要件

(1) 公証人の押印要件については、維持するものとする。

(2) 遺言者及び証人の押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方（本文第２の２）を踏まえ、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第９７０条第１項第１号、第２号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第４号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第２項において準用する同法第９６８条第３項）を含

む。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

(後注) 甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとする。ただし、法定する要件（遺言者がある意思に基づき遺言をしたことを担保するための要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」とした上で、上記法定する要件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者がある意思に基づき遺言をしたと認める場合などを定める考え方もある。

(補足説明)

1 本文 1 について

(1) 中間試案における提案内容

中間試案では、秘密証書遺言に対する需要はそれほど大きいものではないと考えられること、証書（遺言書）の全文について、必ずしも自筆であることを要せず、印刷や印字したものなどでも足り、他人に委託してこれらの手段をとらせることも許されると解されていることからすると、現行の方式要件を見直したりデジタル技術を活用した新たな方式を設けたりする必要性は高くはないとも考えられることを理由として、現行の方式要件を基本的に維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとすることを提案していた。

(2) パブリック・コメントにおける意見の概要

パブリック・コメントでは、有体物としての証書を封じて、それに封印をするという秘密証書遺言の特徴からしてデジタル技術の活用が難しいことや、デジタル化への需要が大きくはないこと等を理由に、賛成する意見が多数寄せられた。

他方で、反対する意見として、秘密証書遺言の利用件数が少数にとどまっていることやその制度の存在意義に疑問があることを理由に抜本的な見直しが必要であるとするもの、少なくとも、公証人が関与する以上、証人の立会いは不要とすべきとするもの、遺言内容の秘匿性の確保の観点から、デジタル技術を活用した新たな方式を創設すべきであるとするものがあった。

(3) 提案の内容

上記(2)のとおり、パブリック・コメントでは、現行の方式要件について抜本的に見直すべきとする意見やデジタル技術を活用した新たな方式を創設すべきとする意見があったものの、具体的な在り方についての提案はない。そもそも、秘密証書遺言における方式要件を抜本的に見直す場合には、どの

ように真意性・真正性等を担保するか、他の遺言の方式とどのようにすみ分けを図るかなどの問題があり、また、デジタル技術を活用した新たな方式を創設する場合には、遺言書を封じた封紙（書面）に当たるものを、デジタル技術を活用してどのように実現するかなどの問題があると考えられる。

5 また、パブリック・コメントでは、証人の立会いは不要とすべきとする意見があったところ、確かに、秘密証書遺言における証人は、遺言の内容に関与しないことから、その役割は限られているとの指摘もある。もっとも、秘密証書遺言における証人については、遺言者に人違いのないことや封紙に封じられた遺言書が遺言者本人のものであることを確認する役割のほか、
10 遺言作成の事実があったことの証明といった役割等を果たしていると考えられ、その証人の立会いの方式要件をおよそ廃止するのは慎重であるべきと考えられる。

 そうすると、これまでの部会における検討内容に加え、パブリック・コメントにおける多数意見も踏まえ、従前の提案のとおり、現行の方式要件を基本的
15 に維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとするのが相当と考えられるが、どうか。

2 本文2(1)について

(1) 中間試案における提案内容

20 中間試案では、公正証書が書面で作成される場合、公証人による押印が、署名とあいまって、公正証書が公証の効力を有するための不可欠の要件であるとされていることからすると、封紙の性質上、電磁的記録によって作成することができないと解されている秘密証書遺言についても引き続き公証人による押印を求めることが考えられることを理由に、公証人の押印要件
25 については維持することを提案していた。

(2) パブリック・コメントにおける意見の概要

 パブリック・コメントでは、上記(1)と同様の理由のほか、公証人による押印は、所属法務局等に提出した職印の印鑑により行わなければならないとされ、押印により証書の公証性を厳重に担保することで強い法的拘束性を
30 制度的に維持してえられること等を理由に、賛成する意見が寄せられる一方、反対する意見はなかった。

(3) 提案の内容

 これまでの部会における検討内容に加え、パブリック・コメントの結果も踏まえると、従前の提案のとおり、公証人の押印要件については維持するもの
35 とすることが相当と考えられるが、どうか。

3 本文 2(2)について

(1) 中間試案における提案内容

中間試案では、自筆証書遺言における押印要件と同様に、遺言者及び証人による押印を要しないものとする考え方（【甲案】）、引き続き上記押印を要するものとする考え方（【乙案】）のいずれかの案によるものとすることを提案するとともに、（後注）において、上記押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合においても、遺言者がその意思に基づき遺言をしたこと（遺言の完成の趣旨をも含む。）を担保するために法定する要件を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする考え方を紹介していた。

(2) パブリック・コメントにおける意見の概要

ア パブリック・コメントでは、【甲案】を支持する意見と【乙案】を支持する意見がほぼ同数寄せられる一方、（後注）の考え方については、これを支持する意見はなかった。

イ 【甲案】を支持する意見として、自筆証書遺言における押印要件の場合と同様の理由を指摘するもの、自筆証書遺言と異なり、公証人及び証人が作成に関与することを理由とするものがあつた。

また、押印要件を廃止した上で、現行法において遺言者による封印要件が定められている趣旨が内容漏えいの防止にあることからすれば、封印に代わる措置として、証書を封じる部分に署名することを要求すべきとする意見や、証書を封じる部分に署名することを要求すべきとしつつ、証書に署名に加えて押印をもしている場合には、（署名に代えて）同一の印章によって封印することも許容すべきとする意見もあつた。

ウ 【乙案】を支持する意見として、自筆証書遺言における押印要件の場合と同様の理由を指摘するもののほか、遺言者による証書への押印及び封印要件を廃止した場合、遺言者の真意が記載されていることを遺言書（証書）自体から明らかにすることができなくなり得ることを理由とするもの、証人による押印要件を維持することに大きな弊害はないことを理由とするものがあつた。

エ その他の意見として、遺言者による証書への押印要件及び封印要件については維持した上で、遺言者及び証人による封紙への押印要件については、その押印の果たす役割が限定的であることに鑑み、廃止すべきとするものがあつた。

(3) 提案の内容

ア 遺言者による証書及び封紙への押印要件

遺言者による証書及び封紙への押印については、認印でもよいとされ

5 ていることからすると、真意性・真正性の担保に対する上記押印の役割が必ずしも大きなものとはいえないことは、自筆証書遺言における押印の場合と同様である。また、秘密証書遺言については、遺言者が証書及び封紙に署名することのほか、遺言者自ら公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨等を申述すること等が求められており、これらの方式要件によって、上記担保（遺言者の真意が記載されていることを証書自体から明らかにすることを含む。）は十分に図ることができているとも考えられる。

10 このことに加え、前記第2の補足説明2(3)のとおり、押印をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じていることを踏まえると、自筆証書遺言における押印要件と同様に、遺言者による証書及び封紙への押印要件について廃止するものとするのが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

イ 遺言者による封印要件

15 秘密証書遺言については、遺言者が証書を封じた上で、「証書に用いた印章を以てこれに封印すること」を求めているところ、その趣旨は、内容漏洩のおそれを防止することにある。

20 もっとも、遺言者による証書への押印要件を廃止するものとする場合には、封印につき「証書に用いた印章を以て」することについては、その前提を欠くことになる。

25 また、「封印」についてみると、秘密証書遺言は、第三者に対して遺言の内容を秘密にしたままにすることができる点に特質があるものの、今後ますます押印の機会が減少していくと考えられるのに、内容漏洩のおそれを防止するために封をすることのみならず押印まで要するものとし、これをしない限り、秘密証書遺言としてはおよそ方式違反となるとする

と、遺言者に対する過度な負担となり得ることも考えられる。これらを踏まえると、遺言者による封印要件について廃止するものとするのが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

30 また、遺言者による封印要件を廃止するものとする場合、上記封印要件の趣旨（内容漏洩のおその防止）に鑑み、封印に代わる措置（証書を封じる部分に署名すること等）を方式要件として定めることが考えられるものの、これに対しては、新たな方式要件を設けることは、方式を複雑化させるとの指摘や、そもそも、封をした上で、更に内容漏洩のおそれを防止するための措置を講ずるかどうかが及びいかなる措置を講ずるかについては、遺言者の判断に委ねるのが相当であり、その判断に委ねたとしても、その後成立に至るまでの過程で公証人の関与が予定されていることから

すれば、内容の秘密が保持されることへの遺言者の期待ないし利益が不当に害されることにはならないのではないかと指摘が考えられるが、この点について、どのように考えるか。

ウ 証人による封紙への押印要件

5 秘密証書遺言における証人の封紙への押印要件の趣旨は、封紙に封じられた遺言書が遺言者本人のものであることを担保することにあると解されている。

もっとも、上記押印に用いる印章については制限がないことからすれば、その担保に対する上記押印の役割は必ずしも大きいものとはいえず、
10 遺言者が公証人及び二人以上の証人の前に封書を提出して自己の遺言書である旨を申述すること、遺言者及び証人が封紙に署名すること及び公証人が封紙に署名押印することによって、上記担保は十分に図ることができているものとも考えられる。

これらを踏まえると、証人による封紙への押印要件について廃止する
15 ものとするのが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

エ 加除その他の変更の際の押印要件

秘密証書遺言における加除その他の変更については、自筆証書遺言における加除その他の変更の規定が準用されているところ（民法第970条第2項、第968条第3項）、秘密証書遺言における遺言者による証書
20 への押印要件等を廃止する場合には、自筆証書遺言における加除その他の変更の際の押印要件の場合と同様の理由により、秘密証書遺言における加除その他の変更の際の押印要件についても廃止することが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

25 第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方（中間試案第4）

1 作成することができる場面の規律

(1) 船舶遭難者遺言（中間試案第4の1(1)）については、第979条第1項の規律を見直し、以下のような規律を設けるものとするので、どうか。

船舶又は航空機が遭難した場合において、当該船舶中又は当該航空機
30 中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者についても、同様とする。

35 (2) 一般隔離地遺言（中間試案第4の1(2)）については、第977条の規律を見直し、以下のような規律を設けるものとするので、どうか。

伝染病による行政処分その他の事情により交通が途絶し、又は遮断された場所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。

- (3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言（中間試案第4の1(3)）については、現行法の規律を維持するものとする。どうか。

5

（中間試案・抜粋）

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 作成することができる場面の規律について

- (1) 船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化することについて、引き続き検討する（注1）（注2）。

（注1）「天災その他避けることのできない事変」については、民法第161条と同様、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変を意味することを想定している。もっとも、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等については含まれるべきでないとも考えられるところ、このような考え方の当否も含め、作成することができる場面として、いかなる範囲が適切であるかについて、引き続き検討する。

（注2）「山岳における遭難」については、遭難態様も様々であることから、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる態様であるかを個別に認定するものと整理することが考えられるところ、そのような考え方について、引き続き検討する。

- (2) 一般隔絶地遺言については、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化することについて、引き続き検討する。

- (3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面の規律については、現行法の規律を維持するものとする。

（補足説明）

1 中間試案における提案内容

10

中間試案では、特別の方式の遺言の作成が認められる場面に関する規律については、特別の方式の遺言の作成が認められる場面を明確化する観点から、現行規定の解釈上認められている場面や、現代において一般に普通の方式を遵守しては作成することができないと考えられる場面を条文上明らかにする

見直しを行うことが考えられることから、①船舶遭難者遺言につき、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれること、②一般隔絶地遺言につき、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所にいる者全てを含むことにつき、それぞれ規律上明確化することについて、引き続き検討することとしていた。

一方で、死亡危急時遺言及び在船者遺言については、作成することができる場面についての規律については、現行規定を見直す必要はないと考えられることから、現行法の規律を維持するものとしていた。

2 パブリック・コメントにおける意見の概要

(1) 船舶遭難者遺言につき、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化するとの検討の方向性に対しては、賛成する意見が多く寄せられた。

もっとも、中間試案第4の1(1)の(注1)については、「死亡の危急に迫った」と規定すれば十分であり、「天災その他避けることのできない事変」について場面を限定する必要はないとの意見や、民法第161条と同様の解釈をすることを前提に、「天災その他避けることのできない事変」を限定することに賛成しつつ、因果関係を要求することを含めた適切な場面を限定する在り方について検討することに賛成するとの意見があった。

また、同(2)の(注2)の「山岳における遭難」の位置付けについては、山岳遭難による死亡・行方不明事件が年々増加しており社会的なニーズがあることから、船舶遭難者遺言の方式による遺言の作成を認める場面として規律上明確に位置付けるべきとする意見と、山岳遭難のみを規律上明確に位置付ける必要はなく、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる場合に、これに含まれるとする意見とがあった。

その他にも、船舶遭難者遺言は、想定外の事態に見舞われた場合の遺言であり、死亡危急時遺言に比して遺言作成に費やすことのできる時間的余裕が圧倒的に少ないことに着目した上で、作成することができる場面や作成方法の規律を見直すべきとの意見、作成することができる場面について要件を厳格化すると、生命の危険が迫っているにもかかわらず、作成が認められない場面が生じ得る可能性があることを踏まえると、「遺言者が自らの生命の危険が迫っていると判断した場合において」など、未知の状況下で作成されることも想定した規律することも考えられるといった意見もあった。

(2) 一般隔絶地遺言について、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化するとの検討の方向性に対しても、賛成する意見が多く寄せられたものの、公証人法

の改正に伴い、隔絶地にいる者であっても公正証書遺言が作成できることとなるならば、隔絶地遺言は役割を終えることになるはずであり、隔絶地遺言に関する客観的データをもとに、作成することができる場面を引き続き検討すべきとの意見もあった。

- 5 (3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面の規律について、現行法の規律を維持するものとするに対しても、賛成する意見が多く寄せられた。

一方で、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る」の要件を削除し、隔絶地に在る場合一般の標準的な遺言方式にするのであれば、存在意義が高まり、利用も増えると思われるところ、その場合には、在
10 船者遺言は廃止すべきであるとの意見もあった。

3 提案の内容

- (1) 船舶遭難者遺言を作成することができる場面について

15 ア 船舶遭難者遺言の方式による遺言作成が認められる場面の規律については、解釈上、航空機遭難の場合にも類推適用され则认为られていることや、特定の状況下において普通の方式の遺言のみならず死亡危急時遺言の方式要件すら履践が困難な場面としては、必ずしも船舶遭難や航空機遭難に限られず、地震・洪水等の大規模自然災害に被災した者や戦乱・
20 暴動等の天災と同視すべき事変に巻き込まれた者に死亡の危急が迫っている場面も想定することができることを踏まえると、単に死亡の危急に迫っているだけでは足りず、船舶遭難、航空機遭難又は天災その他避けることのできない事変といった客観的な事象の生じることを条文上明記することが望ましいと考えられる。このような考え方に基づいて中間試案
25 において検討の方向性を提案したところ、パブリック・コメントにおいて、検討の方向性につき賛成する意見が多く寄せられた。

そこで、以下では、船舶遭難者遺言の方式によって遺言を作成することができる場面について、航空機遭難及び「天災その他避けることのできない事変」を加えることとしつつ、特に「天災その他避けることのできない事変」を条文上明記する場合における具体的な規律の在り方について検
30 討するとともに、「山岳における遭難」に関する規律を設けることの要否について検討する。

- イ 「天災その他避けることのできない事変」について

- (ア) 事変の規模、程度等について

35 船舶遭難者遺言の趣旨（船舶の遭難下という状況に鑑み死亡危急時遺言よりも更に方式要件を緩和すること）を踏まえると、船舶遭難者遺

言の方式に従って遺言を作成することを認める場面について「天災その他避けることのできない事変」を加えることとした場合においても、一般的に死亡危急時遺言の方式要件を遵守することが困難であると認められる場合に限るべきであるとも考えられる。

「天災その他避けることのできない事変」との文言については、民法第161条と同様に解釈された場合、解釈上は軽微な地震や津波等についても含まれる余地があり、また、被災した者全員が当該天災又は当該事変の発生によって死亡危急時遺言の要件を遵守することが困難となる場合が多いともいいきれないことから、さらに船舶遭難者遺言の作成を認める「天災その他避けることのできない事変」の場面を限定することが必要であるとも考えられる。(注1)

もっとも、船舶遭難者遺言の方式により遺言を作成することができる者について、「当該天災又は当該事変から生じた急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者」と規定することにより、「天災その他避けることのできない事変」についても、急迫の危難を生じさせる程度に重大なものであることを要することを意味しているものとすることが考えられる。

そのため、本文(1)のとおり、「天災その他避けることのできない事変」については、当該天災又は当該事変から「急迫の危難」が生じることを前提とすることによって、事実上、一般的に死亡危急時遺言の方式要件を遵守することが困難となると評価し得る場合、すなわち、当該天災又は当該事変から生じた急迫の危難を避けることが困難な場所を生じさせる程度の大規模な天災又は事変に限られることとなると考えられるが、このような考え方について、どのように考えるか。(注2)

(注1) 例えば、疾病により死亡の危急に迫っている者が入院していた際に軽微な地震や津波が発生した場合が考えられる。

(注2) 具体的には、建築物の倒壊や交通の途絶等を生じさせるほどの地震や津波、河川の氾濫や家屋の倒壊・沈没等を生じさせるほどの豪雨や台風、安全な帰還を困難にさせる程度の山岳内における悪天候、雪崩、落雷などといった大規模自然災害や異常気象等が想定される。その他にも、武力行使を伴う暴動、迅速な非難が困難な大規模火災等が想定される。

(イ) 因果関係について

船舶遭難者遺言の作成を認める「天災その他避けることのできない事変」の場面を限定するため、「天災その他避けることのできない事変」

と「死亡の危急に迫った」こととの間に因果関係を求めることとする
ことも考えられる。

もともと、このような考え方に対しては、現行の船舶遭難者遺言が船
舶の遭難の事実と死亡の危急に迫ったこととの間に因果関係を要求し
ていないこととの関係が問題となる。また、仮に因果関係を要すること
とした場合には、客観的に「死亡の危急」に迫っていることを要求する
に等しく、船舶遭難者遺言における「死亡の危急」に迫っていることは
主観的に認められればよいと解されていることとの平仄も問題となる。
さらに、因果関係の存在を立証できない場合には、船舶遭難者遺言の方
式によること的前提を欠き、その結果、方式要件を欠く遺言として無効
とされるおそれもある。加えて、仮に因果関係を要件とする一方で「死
亡の危急」に迫ったことは主観的なもので足りることとした場合には、
遺言者において、当該天災又は当該事変によって死亡の危急に迫って
いるものと自覚すれば足りることとなることから、実質的には「天災そ
の他避けることのできない事変」の場面を限定することにつながらな
いとの指摘も考えうる。(注)

これらの点を踏まえ、本文(1)のとおり、「天災その他避けることので
きない事変」と「死亡の危急」に因果関係を求めないことが考えられる
が、どうか。

(注) 例えば、大規模地震が発生した場合において、医療機関に入院中の疾病に
より死亡の危急に迫った者が遺言をした際に、遺言者において自らが死亡の
危急に迫ったと自覚しているものの、それが自己の疾病により自覚するに至
っているか、それとも「天災その他避けることのできない事変」の発生によ
り自覚するに至っているかが不明な場合などが想定される。

(ウ) 場所的・状況的な限定について

現行の船舶遭難者遺言は、上記アの趣旨から、「当該船舶中に在って」
と規定して遭難中の船舶内にいることが要件とされている。

「天災その他避けることのできない事変」が発生した場合については、
当該「天災その他避けることのできない事変」の発生場所は広範囲に及
ぶことが考えられる上、地震や津波等のように震源地や発生地点等か
らの距離によってその強度に差が生じる場合も想定されることに鑑み
ると、「天災その他避けることのできない事変」が発生した地域にいる
からといって、死亡危急時遺言の方式を履践するために必要な証人の
確保等が困難な状況など、死亡危急時遺言の方式要件を遵守すること

が不可能であるとは限らない場合もあるものと思われる。

そこで、本文(1)のとおり、「天災その他避けることのできない事変」が発生した場合においては、当該天災又は当該事変によって一般社会と隔絶された状況にいるため、死亡危急時遺言の方式要件を遵守する暇がないと評価されるような状況下にあることを要するものとし、具体的には、遺言者が当該天災又は当該事変から生じた急迫の危難を避けることが困難な場所にいることを要することとすることが考えられるが、どうか。(注)

(注) 具体的には、地震により倒壊した建築物内、豪雨等による河川の氾濫や地震による津波等により避難が困難な家屋内、大型火災により避難困難である家屋内、悪天候や落雷、土砂災害等により安全な帰還が困難な山岳地域等が想定される。

ウ 山岳における遭難について

山岳における遭難の態様は様々であり、比較的人数の多い「転倒」「病気」「疲労」といった態様においては、一般論として、船舶遭難や航空機遭難と同様の遺言作成の緊急性がある場合、言い換えると死亡危急時遺言の方式を遵守し得ないような状況にある場合とまではいい難いものと考えられる。他方で、「山岳における遭難」における具体的な態様のうち、死亡危急時遺言の方式を遵守することができない状況下にあることも想定される「悪天候」「野生動物襲撃」「落石」「雪崩」「鉄砲水」については、「天災その他避けることのできない事変」に含まれると解釈することも可能であり、また「道迷い」「滑落」「転落」についても、具体的な態様次第ではあるものの、死亡危急時遺言の方式を遵守し得ないような状況にあると評価しえる場合もあり得るものと思われ、そのような場合においては、上記の「事変」に含まれると解釈し得ると思われる。

そのため、「山岳における遭難」については、個別具体の事案において、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる場合についてはこれに含まれ得ると整理することが考えられ、本文(1)では、そのような考え方を前提としている。このような考え方について、どのように考えるか。

エ 小括

以上の検討を踏まえ、本文(1)の規定を設けることが考えられるが、どうか。

なお、本文(1)では、現行規定につき、航空機遭難を加えた上、後段に「天災その他避けることのできない事変」を加えているところ、航空機遭難も

「天災その他避けることのできない事変」に該当すると考えることも可能と思われ、最終的には法制執務上の観点から文言を検討することになると考えられる。

(2) 一般隔絶地遺言について

令和5年6月に成立し、令和7年10月1日から施行された「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第53号)により、公証人法の一部が改正され、電磁的記録により公正証書を作成することや、その作成時における嘱託人に対する陳述等をウェブ会議の方法によって行うこと等が可能とされたものの、ウェブ会議の方法によって公正証書遺言を作成できる場合は、「嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるとき」(公証人法第37条第2項)と規定されており、いかなる場合であってもウェブ会議の方法を利用できるとは限らないことなどを踏まえると、デジタル機器を用いずに遺言を作成する方式を維持する意義があるものと考えられる。

その上で、一般隔絶地遺言については、条文上の文言からはやや乖離した解釈がされていることを踏まえ、作成場面を明確化する趣旨で、中間試案において、現行の文言(伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者)に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化するとの検討の方向性を中間試案において提案したところ、かかる提案について、賛成意見が多く寄せられた。

以上を踏まえ、本文(2)のとおり、「伝染病による行政処分その他の事情により交通が途絶し、又は遮断された場所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる」ものとするのが考えられるが、どうか。

(3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言について

死亡危急時遺言及び在船者遺言における作成することができる場面の規律については、前記の船舶遭難者遺言及び一般隔絶地遺言において、現行の文言を部分的に離れた解釈がされている状況とは異なっており、現行規定を見直す必要があるとはいい難いことを踏まえ、中間試案では、死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面の規律については、現行法の規律を維持するとの検討の方向性を提案していた。

また、仮に前記のとおり一般隔絶地遺言を作成することができる場面の規律を見直したとしても、船舶内にいるため警察官による立会いが困難な場面として、在船者遺言を維持する意義はあるものと考えられる。

かかる提案につき、パブリック・コメントにおいても、賛成意見が多く寄

せられたところである。

そこで、本文(3)のとおり、死亡危急時遺言及び在船者遺言について、現行法の規律を維持することが考えられるが、どうか。

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律（中間試案第4の2(1)）

作成方法に関する現行法の規律については、押印要件（民法第976条第1項、第979条第3項、第980条並びに第982条において準用する同法第968条第3項及び第973条第2項）を廃止するほかは、維持するものとするので、どうか。

(2) 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式（中間試案第4の2(2)ア）

死亡危急時遺言については、【甲案】及び【乙案】をいずれも採用することとし、第976条の規律に加えて以下のような規律を新たに設けるものとするので、どうか。（注）

（注）口がきけない者が遺言をする場合については、以下の規律を設けることが考えられる。

（ア） 口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、口授に代えなければならない。

（イ） 遺言者が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、書面に記載された内容又は電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、読み聞かせに代えることができる。

（ウ） （ア）及び（イ）の規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

ア 第976条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するときは、同項に規定する死亡の危急に迫った者は、証人一人以上の立会いをもって、遺言をすることができる。

① 証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。

② ①の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。

③ ②の証人が、②の書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を

表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者がその記載又は記録の正確なことを承認すること。

イ アの規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする

ことができる方法によって、証人を立ち合わせることができる。
ウ 第976条第4項及び第5項（死亡危急時遺言における家庭裁判所による確認）の規定は、ア及びイの規定による遺言について準用する。

(3) 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式
（中間試案第4の2(2)イ）

船舶遭難者遺言については、以下の【A案】（中間試案の【甲案】及び【乙案】を踏まえた案）又は【B案】（中間試案の【丙案】を踏まえた案）につき、どのように考えるか。（注）

（注）口がきけない者が遺言をする場合については、【A案】又は【B案】のいずれの案を採用した場合であっても、以下の規律を設けることが考えられる。

(ア) 口がきけない者が遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。

(イ) (ア)の規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者【及び証人】が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

【A案】遺言の全文等を電磁的記録又は書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式（さらに、ブラケット【 】部分を削除し、証人の立会いを不要とする考え方も含む。）

ア 口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するときは、本文1(1)の死亡の危急に迫った者は、【証人一人以上の立会いをもって】口頭で遺言をすることができる。

【イ アの規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、証人を立ち合わせることができる。】

ウ ア【及びイ】の規定に従ってした遺言は、【証人が、】その趣旨【及び証人の氏名】を書面に記載し、又は電磁的記録に記録し、かつ【証人の一人又は】利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。（注）

エ 第976第5項（家庭裁判所による確認）の規定は、ウの場合について

て準用する。

(注) 仮に証人の立会いを不要とし、ブラケット部分を削除することとした場合には、【証人が、】とあるところを、「当該遺言の保管者又は利害関係人は」とし、【証人の一人又は】とあるところを、「当該遺言の保管者又は」とすることが考えられる。

【B案】遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式（さらに、ブラケット部分を削除し、証人の立会いを不要とする考え方も含む。）

ア 口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するときは、本文1(1)の死亡の危急に迫った者は、【証人一人以上の立会いをもって】口頭で遺言をすることができる。

【イ アの規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち合わせることができる。】

ウ ア【及びイ】の規定に従ってした遺言は、利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

(注)

エ 第976第5項（家庭裁判所による確認）の規定は、ウの場合について準用する。

(注) 家庭裁判所に対する確認の請求の際には、上記アの録音・録画された電磁的記録の内容の反訳も併せて提出することとする旨を家事事件手続規則に定めることも考えられる。もっとも、仮に家事事件手続規則でこのような義務が設けられたとしても、反訳が提出されなかった場合に確認の請求が却下されるものともいえないことを踏まえた検討をする必要がある。

(4) 一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式（中間試案第4の2(3)）

一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないものとするので、どうか。

（中間試案・抜粋）

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律

現行法の規定については、維持するものとする（注1）。

（注1）特別の方式の遺言における押印要件（民法第976条第1項、第979条

第3項、第980条並びに第982条において準用する同法第968条第3項及び第973条第2項)については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討するものとする。

(2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、以下の各案のうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する(注2)(注3)(注4)(注5)(注6)。

(注2) 各案においては、遺言者の指示を受けた者が、録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することも許容されることを前提としている。

(注3) 船舶遭難者遺言については、特に証人の立会いが困難であったり、通信環境が不十分であったりする場面も想定されることから、証人の立会いを不要とすることも含め、より簡便な方式の規律を設けることにつき、更なる検討を要するとの考え方があるところ、広く社会に普及したデジタル技術によって適切に真意性・真正性の担保等を図ることができるかといった観点も踏まえつつ、引き続き検討する。

(注4) 各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことができるものとするを前提としている。

(注5) 遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとするが考えられる。

(注6) 各案においては、現行規定と同様に、家庭裁判所における確認の手續を要するものとし、また、遺言者が普通的方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないものとするを前提としている。

ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録し、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記

録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記して、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(後注) 甲案及び乙案のほか、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式も考えられ、この方式の場合の要件は、①証人一人以上の立会いがあること、②遺言者が、遺言の趣旨を口述すること、③証人が、自己の氏名を口述すること、④遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること、⑤遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認すること、⑥遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することが考えられる。

イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記すること。

【丙案】遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。

③ 証人が、自己の氏名を口述すること。

④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(3) 一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式
一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないものとする。

(補足説明)

1 中間試案における提案内容

中間試案では、現行法の規律を維持した上で、一般隔離地遺言及び在船者遺言につきデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないものとする一方、死亡危急時遺言について、証人一人以上の立会い及び録音・録画の作成を要件とし、電磁的記録による遺言とする【甲案】及び書面による遺言とする【乙案】の各案のほか、録音・録画による遺言とする考え方である（後注）が掲げられ、船舶遭難者遺言について、証人一人以上の立会い及び録音・録画の作成を要件とし、電磁的記録による遺言とする【甲案】、書面による遺言とする【乙案】及び録音・録画による遺言とする【丙案】の各案が掲げられ、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、これらの案のうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討することとされていた。

2 パブリック・コメントにおける意見の概要

(1) 現行法の規律を維持することに対する意見

現行法の規律を維持するとの方向性については、デジタル技術の使用が困難な場合も想定されることや、特別の方式の遺言は方式要件を入念に確認することが必ずしも期待できず、現行の方式要件を修正することには極めて慎重であるべきといった観点から、賛成する意見が多く寄せられた。

一方で、一般隔離地遺言については、警察官への依頼方法や立会い方法が明らかでなく、立会人の範囲を警察官に限らず、医師、刑務官、地方自治体の職員等に拡充するなど、規律の見直しをすべきであるとの意見や、在船者が死亡の危急に迫った場合においては船舶遭難者遺言が規律されていることを踏まえると、隔離地にある者が死亡の危急に迫った場合においても船舶遭難者遺言に相当する緩和された遺言の方式を設けるべきであるとの意見もあった。

(2) デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の案に対する意見

ア 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言の各案に共通する意見

普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、中間試案で提案された案の一つ又は複数の方式を創設することについては、遺言を作成し得る場面を広げるものとして有用であるとの観点等から、ウェブ会議の方法により証人が立ち会うことを含めて、賛成意見が寄せられた。

一方で、遺言作成に立ち会うこととなる証人や、遺言者の指示を受けて録音・録画により電磁的記録に記録する者については、法律上、他人の意思表示に係る書類の作成を業とする者に限定することが望ましいといった証人の範囲を限定する意見、ウェブ会議の利用による証人の立会いは避けるべきとの意見、及び証人の人数要件を緩和すべきでないとの意見もあった。また、録音・録画については、動画の形式によっては、裁判所において動画の再生ができない場合があるといった懸念を示す意見もあった。

イ 死亡危急時遺言の各案に対する意見

【甲案】及び【乙案】に対しては、危急時であり証人確保の時間が限られているため証人の人数要件の緩和の必要性があることなどの観点から、賛成する意見が寄せられた。

(後注) に対しては、賛成する意見が寄せられた一方で、一覧性及び可読性がないことや遺言の意味内容が不明瞭となることによる執行手続への影響を懸念する観点から、これに反対する意見も寄せられた。

また、死亡危急時遺言については、死亡の危急という緊急の事態になって既に作成していた遺言又は法定相続分による相続を変更する内容の遺言書を作成することに他ならず、厳格な手続を要するとすべきであるとの意見、証人の人数要件の緩和は、デジタル技術を悪用することによる遺言の偽造又は変造を助長することに繋がるとの意見、死期が迫り通常の状態ではない特定の高齢者を狙った犯罪が行われる可能性もあるとの意見があったほか、普通的方式における【甲案】を採用した場合にあっては、死亡危急時遺言においてデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける実益がないとの観点などから、そもそも現行の方式要件を緩和すべきでなく、死亡危急時遺言においては、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けることに反対するとの意見も複数寄せられた。

ウ 船舶遭難者遺言の各案に対する意見

【甲案】及び【乙案】に対しては、死亡危急時遺言における【甲案】及び【乙案】に対する意見と同様の観点から、賛成する意見が寄せられた。また、【丙案】に対しても、船舶遭難者遺言は、死亡危急時遺言に

比して極めて緊急性が求められることが想定されることを踏まえ、賛成するとの意見が寄せられた。

一方で、船舶遭難者遺言においては、特に証人要件につき、船舶遭難のような極めて緊急性が求められる状況下においては、例え一人であっても証人の確保が困難である場合があるとの観点から、①証人要件を不要とするものの、遺言者が生存した場合には効力を生じないとするべきとの意見、②証人が立ち会っていないくとも、死者のスマートフォンやタブレット端末に動画等で保存された遺言内容を記録した電磁的記録や第三者に送信したメッセージを遺言として認めるべきとの意見、③遭難直前のビデオ通話等での遺言内容のメッセージ等をもって証人の代替とすべきとする意見など、証人の立会いを不要とすべきとの意見が寄せられた。

(3) 一般隔絶地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式に対する意見

一般隔絶地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないものとするにつき、賛成意見が寄せられた一方で、新たな方式を設けるべきとの意見も寄せられた。

3 提案の内容

(1) 現行法の規律

死亡の危急に迫った時点において普通的方式では遺言をすることができない場合に、特別的方式により遺言をすることを認める必要性があり、かつ、遺言者が必ずしもデジタル技術を利用することができるとは限らないことから、デジタル技術を一切用いずとも特別的方式による遺言を作成することが可能である現行の規律については維持する必要がある。

また、一般隔絶地遺言においては、遺言者が隔絶地にいる場合には、遺言者の作成に公証人の関与を求めることができず、公正証書遺言をすることができないことから、一定の信用性を有する者の立会いの下に、公正証書遺言に代わる遺言書の作成が認められたものであることを踏まえると、公証人の代わりとなると一定の信用性を有する者の範囲や作成が認められる場面については、限定的であるべきとも思える上、警察官が立会人とされているのは、警察官は交通を遮断された場所にも出入りが比較的自由にできることを踏まえたものとされており、あえて警察官以外の者を立会人として規定する必要がないとも思われる。

加えて、隔絶地にある者が死亡の危急に迫った場合には、死亡危急時遺言の方式によることができる上、第4の1(1)の本文記載の方向性が採用され

た場合には、「天災その他避けることのできない事変」により隔絶地に在る者につき、死亡の危急に迫った場合には、船舶遭難者遺言の方式により遺言をすることができる余地もある。

以上の観点を踏まえ、中間試案では、現行法の規律を維持することを提案していたところ、パブリック・コメントにおいても、かかる提案について賛成意見が多く寄せられた。

そのため、本文(1)のとおり、中間試案と同様に、現行法の規律を維持することが考えられるが、どうか。

なお、現行規定における押印要件(第976条第1項、第979条第3項、第980条並びに第982条において準用する同法第968条第3項及び第973条第2項)については、自筆証書遺言及び秘密証書遺言における押印要件の在り方の検討を踏まえて、押印要件を廃止することが考えられるが、どうか。

(2) 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の案について

ア 遺言者の真意性・真正性を確実に担保するとの観点から、証人や遺言者の指示に基づいて録音・録画による電磁的記録を作成する者については、医師や弁護士、司法書士等といった一定の国家資格を有する者に限定することも考え得るものの、このような限定を設けた場合には、当該資格を有する証人や立会人を確保することが困難である場合も想定されることに加え、現行規定では、証人や立会人につき、第982条が準用する第974条に規定された欠格事由に該当しないこと以外の限定を設けていないこととの平仄も問題となり得る。

したがって、本文(2)では、証人や立会人の資格について、第982条が準用する第974条に規定された欠格事由に該当しないこと以外の限定を設けていないことを前提としている。

イ 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式として中間試案で提案された各案は、死亡の危急に迫った状況下において証人3人以上を確保することが困難な場合があることは否定できないことを踏まえ、いずれもデジタル機器を用いて録音・録画によって記録することを前提に、証人の人数要件を緩和する一方で、遺言者が遺言の内容の読み聞かせを受けたこと又は閲覧したことが録音・録画により記録されることとなるため、証人の人数要件を緩和しつつも現行規定に比して真意の確保が後退しているものではないとも考え得る。

加えて、検認手続は「相続の開始を知った後、遅滞なく」(第1004条)、すなわち、遺言者の死亡後に請求されるのに対し、確認の手続は、

「遺言の日から二十日以内に」(第976条第4項)、すなわち遺言者が死亡したか否かにかかわらず、遺言の日から20日以内に請求されることから、裁判所は、比較的記憶が鮮明である証人や推定相続人等から事情を聴取し、本人の真意に出たものであるか否か、事実関係を調査し判断することが可能である。そして、確認の審判においては、遺言の内容や証人の証言だけでなく、録音・録画により記録された遺言状況を手掛かりに、聴取すべき関係者の範囲や確認すべき資料を判断することも可能となると思われることを踏まえると、デジタル技術の進展によるディープフェイクによる偽造・変造のおそれを考慮したとしても、現行法よりも一定の真意性・真正性を担保し得るとも考え得られると思われる。

ウ また、仮に普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式として【甲1案】が採用された場合であっても、【甲1案】は証人二人以上の立会いが必要であることなどからすると、証人一人の立会いやウェブ会議の方法を利用することも可能となる死亡危急時遺言における各案を設ける意義はあるものと思われる。

エ 一方で、(後注)については、遺言の全内容が録音・録画により記録された電磁的記録が遺言となるため、録音・録画を再生してその記録内容が正しいかを確認することは、比較的遺言の趣旨が整理されていることが期待できる電磁的記録に記録された文字情報や書面の記載を確認することに比して、死亡の危急に迫った遺言者にとって負担が大きいといった指摘が考えられる。

オ 以上の観点を踏まえつつ、パブリック・コメントにおいて寄せられた意見をみると、【甲案】及び【乙案】に対しては、概ね賛成する意見が寄せられている一方で、(後注)については、一覧性及び可読性のないことによる遺言執行への支障を理由に反対する意見や、あえて反対はしないものの【甲案】や【乙案】を主に検討すべきとの意見が寄せられた。

以上を踏まえ、死亡危急時遺言については、【甲案】と【乙案】をいずれも採用することとし、本文(2)のような規律を設けるものとすることを提案している。

(3) 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の案について

ア 船舶遭難者遺言については、現行規定において、証人が遺言の趣旨を記載した書面を作成することとされているところ、遺言者のみならず証人も船舶遭難、災害又は戦乱等に遭遇しており、遺言の趣旨が記載された書面を作成する前に証人が死亡する可能性も否定できないことに加え、仮に証人が遺言の趣旨が記載された書面を作成した場合であっても、当該

書面が滅失する可能性も否定できない。このような場面を想定すると、デジタル技術を用いることによって、遠隔地にいる者を証人としたり、情報の送受信により遠隔地にいる者のデジタル機器内等に遺言を保存したりするなど、確実に遺言を保存する新たな方式を設けることも考えられる。

5 加えて、船舶遭難等の場合にあって死亡の危急に迫っている場合においては、極めて高い緊急性が認められる状況下であることから、死亡危急時遺言の場合と異なり、遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録が遺言となる【丙案】を許容する余地があると思われるところ、パブリック・コメントにおいても、【甲案】や【乙案】に賛成する意見のみならず、【丙案】に賛成する意見も寄せられたところであり、船舶遭難者遺言については、死亡危急時遺言と異なり、【丙案】についても検討する必要があるものと思われる。

10 そこで、本文(3)では、【A案】として中間試案における【甲案】及び【乙案】を踏まえた案を、【B案】として中間試案における【丙案】を踏まえた案を、それぞれ提案している。

15 なお、【A案】又は【B案】のいずれを採用した場合であっても、口がきけない者が遺言をする場合の規律を設けることが考えられることを踏まえ、(注)記載のような規律を設けることを提案している。

イ 【A案】及び【B案】について

20 (ア) 【A案】は、中間試案における【甲案】及び【乙案】を踏まえた案であり、遺言の全文等を電磁的記録又は書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

その内容は、中間試案における【甲案】及び【乙案】と特段異なるところはない。

25 (イ) 【B案】は、中間試案における【丙案】を踏まえた案であり、遺言の全内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式である。

30 もともと、【B案】は、【丙案】とは異なり、「証人が自己の氏名を口述すること」(中間試案における【丙案】の方式要件④)を要件としていない。これは、現行規定においても、証人の氏名は、必ずしも遺言者が口頭で遺言をする時点において明らかにする必要はなく、遺言の趣旨を筆記した書面に署名押印して家庭裁判所に請求することとされていること、極めて緊急性の高い状況下で作成される船舶遭難者遺言においては、遺言者において方式要件を調べる時間的余裕もないと思われるところ、証人の氏名の口述を方式要件とした場合には、口頭で遺言をしているにもかかわらず、証人の氏名を口述していないことをもつ

て遺言が方式要件を欠くとして無効となることは、現行規定との平仄の観点からも妥当とはいえないとの指摘があり得ることを踏まえ、確認の審判の請求時点において証人の氏名が判明していれば足りるとする考え方に基づいている。

また、【丙案】に対しては一覧性及び可読性がないこと等の指摘を踏まえ、本文の（注）記載のとおり、確認手続に際して反訳を提出しなくてはならない旨を家事事件手続規則に規定することも考えられ、この場合には、反訳の提出と併せて証人の氏名を明らかにすればよいと考えることもできると思われる。

その結果、【B案】と【A案】は、「遺言」が、証人が遺言の趣旨及び証人の氏名を記載した書面又はそれらを記録した電磁的記録（【A案】の本文ウ）であるか、若しくは遺言の全内容が録音・録画により記録された電磁的記録（【B案】のア）であるかが異なるものの、その作成過程に限ってみると、証人の立会い、遺言の口述及び録音・録画という方式要件は共通であり、実質的には、【A案】の本文ウの文字情報に係る書面又は電磁的記録を方式要件とするか否かの違いにすぎない。そのため、【B案】を採用した場合には、あえて【A案】を採用する実益はないものとも考えられる。

加えて、【B案】については、現行民法における規律との関係でみると、船舶遭難者遺言は口授方式とされる死亡危急時遺言と異なり口頭方式の遺言と整理されており、民法の規定上も、死亡危急時遺言が第976条第1項において遺言の趣旨の口授とその筆記を同一の項で規定しているのに対し、船舶遭難者遺言は、口頭で遺言することとその趣旨の筆記を別の項で規定していること（第979条第1項及び第3項）とも整合的であるとも考えられる。

加えて、【A案】においては、証人が遺言の趣旨及び証人の氏名を記録した電磁的記録又はそれらを記載した書面が「遺言」と整理されるところ、遺言の全内容が録音・録画により記録された電磁的記録と内容が齟齬していた場合に、どのように考えるかを整理する必要があるのに対し、【B案】の場合には、遺言の全内容が録音・録画により記録された電磁的記録が「遺言」と整理されるため、そのような問題は生じない。

(ウ) 以上の観点を踏まえ、【A案】及び【B案】につき、どのように考えるか。

ウ その他方式要件の在り方について

(ア) 検討の必要性

船舶遭難者遺言においては、極めて緊急性の高い状況下にあることに加え、天災その他避けることのできない事変が発生した状況下にあつては、遺言者の周囲にいる者も天災その他避けることのできない事変に被災していることから、遺言者の周囲にいる者に対して証人として立会いを求めることが困難な状況が多く生じ得る。また、仮にウェブ会議の方法等による証人の立会いを認めたとしても、船舶遭難や航空機遭難の場合にあつては、通信環境が途絶した地域にいる場合も想定される上、天災その他避けることのできない事変が発生した場合にあつても、通信環境が途絶することも想定される。さらには、緊急性の高い状況下にあることを踏まえると、遺言者が必ずしも冷静にデジタル機器を操作できるとは限らず、録音・録画機能を普段から利用している者であれば格別、そうでない者（例えば、メッセージの送受信や電話を主に利用している者）の場合には、遭難又は被災中にあつて、録音・録画を用いて記録することが事実上困難である場合があることも否定できない。

パブリック・コメントの手続においても、船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方については、具体的な遭難現場を想定しつつ、現実的に作成可能な方式かを検討する必要があるとの観点から、証人の立会いを不要とする方式の在り方を認めるべきとの意見や、遺言者が第三者に送信した文字情報に係る電磁的記録についても、有効な遺言として認める方式を検討すべきといった意見が見受けられた。

そこで、船舶遭難者遺言については、上記【A案】及び【B案】のみならず、①証人の立会いを不要とする在り方や、②証人の立会いを要せず、かつ第三者に文字情報に係る電磁的記録を送信することにより作成する在り方についても、改めて検討する必要があるものと考えられる。

(イ) ①証人の立会いを不要とする在り方

仮に【A案】及び【B案】を踏まえつつ証人の立会いを不要とした場合には、【A案】及び【B案】の方式要件のうちブラケット部分を削除することとなると思われる。そして、遺言者が作成した録音・録画により記録された遺言は、遺言者の使用するスマートフォン等の端末に保存した場合にはその端末内に、メール等に添付して送信された場合には受信者の端末内に、それぞれ保存されることとなり、遺言者の使用するスマートフォン等の端末内から当該録音・録画により記録された遺言を発見した利害関係人や、当該録音・録画により記録された遺言を受

信した者等により、遅滞なく家庭裁判所に確認の審判が請求されることとなると思われる。

このような証人の立会いを前提としない方式の遺言を認める場合には、確認の審判の手續において、録音・録画により記録された遺言のプロパティ情報（作成日時や更新日時等）を精査した上で遺言作成時刻を特定し、その上で、遺言者が録音・録画により記録された遺言を作成したスマートフォン等の端末がある場合には、当該端末の遺言作成時刻頃の使用履歴を、当該録音・録画により記録された遺言を受信した端末がある場合には、その送受信履歴を、それぞれ精査することにより、当該録音・録画により記録された遺言が作成された時刻頃の当該端末の使用者が遺言者であるか否かを判断し得ると考えられる。また、それと併せて、当該録音・録画により記録された状況（遺言者の発言状況や撮影された範囲での周囲の状況等）を踏まえ、当該録音・録画により記録された遺言が真実遺言者の真意に基づいて作成されたものであるか否かを判断し得るとも考えられる。

加えて、現行の船舶遭難者遺言は、「証人 2 人以上の立会いをもって」作成されるところ、作成された遺言書につき、読み聞かせ又は閲覧が不要とされていることから、証人 2 名が通謀して遺言書を偽造することを防ぎ得ない規律となっていることに照らすと、少なくとも現行規定と同程度の真意性・真正性の担保は図ることができるとの指摘も考え得る。

一方で、証人の立会いを不要とした場合には、現在のディープフェイク技術の発達状況や、今後もデジタル技術の進展が急速に進展すると考えられることを踏まえると、例えば何らかの手段で被災者の氏名を入手した者は、当該被災者の容姿等が記録された電磁的記録を入手することで遺言の全文や全内容が記録された電磁的記録等を偽造することも可能となるおそれはないとはいえないため、電磁的記録や録音・録画による記録等が偽造・変造されるリスクを排除することができないことに加え、確認の審判においては、実務上、家庭裁判所が得るべき心証の程度は、確信の程度にまで至るものである必要はなく、一応遺言者の真意に適うと判断される程度のもので足りるとされていることに照らすと、確認の審判があることを前提としても、真意性・真正性の担保としては十分でないとの指摘も考え得る。加えて、証人の立会いを不要とする考え方については、現行民法第 979 条が証人 2 人以上の立会いを要することとされていることとの平仄をどのように整理するかも問題となり得る。もっとも、証人の立会いを不要とする在り方について

は、民法第983条の例外として、遺言者が普通方式によって遺言をすることができるようになる前に死亡しなかったときは、その効力を生じないとする旨の規定を設けることにより、証人の立会いを不要とする在り方について、事実上作成できる場面を限定するとともに、かかる

在り方が、船舶遭難者遺言の中にあっても、例外的な位置付けであることと整理することもできないわけではないようにも思われる。

以上を踏まえ、船舶遭難者遺言について、証人の立会いを不要とする考え方について、どのように考えるか。

(り) ②証人の立会いを要せず、かつ第三者に文字情報に係る電磁的記録を送信することにより遺言を作成する在り方

仮に証人の立会いを要しないものとした上で、更に第三者に文字情報に係る電磁的記録を送信することにより遺言を作成することを認めた場合には、遺言者は、LINE等のSNSなど使い慣れた機能を利用して文字情報に係る電磁的記録による遺言を作成することが可能となり、録音・録画機能を使い慣れていない者であっても、極めて緊急性の高い状況下において即座に遺言を作成することも可能となり得ると思われる。

このような在り方であっても、前記(イ)と同様の考え方に基づき、当該文字情報に係る電磁的記録による遺言の送受信履歴を精査することにより、確認の審判の手續を通じて、最低限度の真意性・真正性を担保し得るとも考えられる一方で、現行の確認の審判の実務を前提とすると、確認の審判があることを前提としても、真意性・真正性の担保としては十分でないとの指摘も考え得る。

また、特に天災その他避けることのできない事変が発生した場合においては、一時的な通信障害等も生じ得ることを踏まえると、送受信履歴が、必ずしも当該メッセージを作成した時刻とも限らない可能性があるとの指摘も考え得る。

以上を踏まえ、証人の立会いを要せず、第三者に文字に係る電磁的記録を送信することにより遺言を作成する在り方について、どのように考えるか。

(4) 一般隔絶地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

本文1の補足説明3(2)記載のとおり、公証人法の一部が改正され、電磁的記録により公正証書を作成することや、その作成時における嘱託人に対する陳述等をウェブ会議の方法によって行うこと等が可能とされたことを踏まえると、一般隔絶地遺言及び在船者遺言においてデジタル技術を用いる

ことができる場合においては、ウェブ会議の方法を用いて公正証書遺言を作成すべきものと考えられる。

確かに、隔絶地にある者につき、公証人が「相当と認めるとき」でない場合においては、ウェブ会議の方法による公正証書遺言の作成は認められないこととなるが、そのような場合においてまで、公正証書遺言が作成できない場合を想定した例外的規定である一般隔絶地遺言及び在船者遺言においてウェブ会議等を用いた作成を認めるべきではないとも考えられる。

以上を踏まえて、中間試案においては、一般隔絶地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないとすることを提案していたところ、かかる提案については、パブリック・コメントの手続においても、賛成する意見が多数寄せられた。

そこで、一般隔絶地遺言及び在船者遺言については、中間試案と同様に、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないものとするのが考えられることから、その旨本文(3)で提案している。

第5 その他

- 1 遺言能力について、新たな規律を設けないものとするについて、どのように考えるか。
- 2 遺言の内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないものとするについて、どのように考えるか。
- 3 民法第973条（成年被後見人の遺言）について、医師の押印要件を廃止するほかは、成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえ、その規律の在り方を引き続き検討することについて、どのように考えるか。
- 4 民法第974条（証人及び立会人の欠格事由）について、①未成年者、②推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族、③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人は、証人となることができないものとするほか、受遺者の被用者（受遺者が法人である場合にあっては、受遺者の被用者及び取締役その他の役員）も証人となることができないものとするについて、どのように考えるか。

（中間試案・抜粋）

第5 その他

- 1 遺言能力について、新たな規律を設けないものとする。
- 2 遺言の内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないものとする。
- 3 民法第973条（成年被後見人の遺言）について、自筆証書遺言における押印要件の在り方や成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえ、その規律の在り方を検討する。

(補足説明)

1 中間試案における提案内容

5 中間試案では、①遺言能力について新たな規律を設けないこと、②遺言の内容の明確性を確保することについて特段の規律を設けないこと、③民法第973条(成年被後見人の遺言)について成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえその規律の在り方を検討することを提案していた。

2 パブリック・コメントにおける意見の概要

10 パブリック・コメントでは、①及び②について、何らかの規律を設けて対応することが困難であること、③について成年後見制度の見直しの内容を踏まえた検討が必要であることなどから、中間試案の提案にいずれも賛成であるとの意見が大半であった。

15 3 提案の内容

(1) 本文1から3までについて

これまでの議論の経緯及びパブリック・コメントの結果を踏まえると、遺言能力を担保する手当てとなる規律を設けることは困難であると考えられる。また、遺言の内容の明確性を確保することについても、法務省のホームページで遺言書の文例を示すことなどを含め、遺言をするに当たっての運用を工夫することなどによって対応し、法令で規律を設けることはしないことが考えられる。

他方で、成年被後見人の遺言については、医師の押印要件について、自筆証書遺言及び秘密証書遺言における押印要件の在り方の検討を踏まえて廃止することを提案しているほかは、成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえ、引き続き検討することが考えられる。

(2) 本文4について

前記のとおり、パブリック・コメントでは、第1の1の【甲1案】の(注3)に関し、法人を受遺者とする遺言について、法人の従業員も証人となることができないようにすべきとの意見があった。かかる問題は、証人や立会人が必要とされている他の遺言の方式、具体的には、公正証書遺言及び秘密証書遺言の証人及び立会人(第974条)、特別の方式による各遺言(第982条の準用する第974条)にも、妥当するとも考えられる。

35 そこで検討すると、これまでの部会においても、単身の高齢者等が遺言をする際に、入所している施設に遺贈する例が増加しており、意に沿わない遺

言をすることとならないよう高齢者を保護する観点から、その適正を確保する必要があるとの指摘があり、遺言により遺贈を受ける受遺者には、自然人のみならず法人も含まれるが、第974条第2号は、遺言の方式を定めるものであることから、同号の「受遺者」は現に遺言の証人となることのできる自然人を意味し、受遺者となる法人の代表者やその被用者、自然人である受遺者の被用者は同号の「受遺者」に当たらないと解される。受遺者が証人の欠格事由として掲げられる趣旨は、法人である受遺者の取締役その他の役員及び被用者並びに自然人である受遺者の被用者にも妥当するとも考えられることからすると、これらの者が、証人及び立会人となって、遺言の作成に参与することは相当でないとも考えられる。

そこで、受遺者の被用者（受遺者が法人である場合にあっては、受遺者の被用者及び取締役その他の役員）を証人及び立会人の欠格事由とすることが考えられるが、どうか。

以上